



# 八街市協働のまちづくり推進計画

平成29年2月

八 街 市

## 目 次

第 1 章	計画の目的	1
第 2 章	計画策定の方針	3
第 3 章	協働のまちづくり	4
第 4 章	計画体系	1 6
第 5 章	推進計画の目標における指標	2 3
第 6 章	協働推進事業の個別計画	2 4
第 7 章	市事業における市民協働モデル事業	5 1
第 8 章	市民サポーター募集事業	5 3
第 9 章	推進計画の進行管理と検証の体制	5 8
資料編		6 0



## 第1章 計画の目的

近年、少子高齢化・人口減少が進む中で、持続可能なまちづくりを実現するためには、自助、共助、公助による様々な活動が活発に行われることが重要であると考えられています。

社会情勢の変化により、多様化する市民ニーズに対して、厳しい財政状況にある行政において、限りある財源を効率的に運用しサービスを提供したとしても、きめ細やかな対応を行政のみで行うには限界があります。

そのため、市民自らが自分が暮らす地域のために何ができるのかを考えて行動することが求められるようになり、自助、共助による地域の支え合いの活動と公助による取り組みが相乗効果を発揮して、まちづくりを進めることが求められています。

このことから、行政資源のみならず、ひと、お金、モノ、情報など今ある地域資源を最大限に活用してまちづくりを行い、市民自らが住みやすい環境をつくるためには、どのような活動を自分たちで行えば良いかを考え、まちづくりに取り組む当事者として、参加意識を高めていく必要があります。

一方、行政においても、地方創生に取り組んでいくためには、積極的に協働の手法を事業に取り入れ、縦割りで自己完結している事業については分野を超えて、連携して取り組んでいくといった官民連携・政策間連携が求められており、地域の特性に応じた自立性を有する取り組みを行っていく必要があります。

バブル経済期の宅地開発により、多くの人びとを受け入れてきた本市の人口は、平成16年2月の総人口77,700人をピークとして、以降は減少に転じ、近年では少子高齢化が進んでいます。

本市には、地縁組織として39の行政区がありますが、その区への加入率は、現在、平均で49.2%（平成28年度時点）となっており、約半数の世帯にまで加入数が減少しています。

地域活動への参加者・担い手の減少は、地域交流やコミュニケーションの不足を招くほか、今まで実施してきた地域活動を継続することが困難になるといった影響が考えられます。

その結果、担い手が不足した地域では、防犯、防災、高齢者の見守り、子育てなど様々な地域の支え合いによる取り組みが実施しにくくなり、その地域で安心して暮らすことができなくなる恐れがあります。

このことから、多くの担い手を発掘、育成し、地域コミュニティを再構築し、地域の支え合いを再び取り戻していく必要があります。

市民によるまちづくりは、地縁組織である区・自治会といった組織だけが行うものではありません。

ボランティア団体やNPO法人、各学校のPTA、シニアクラブなどの組織をはじめ、趣味で行っているサークル活動の組織もまちづくりの活動組織の単位として考えられます。

まちづくりの担い手が減少する中で、前述のような活動組織の単位を通じ、日々の暮らしの中で、自分なりにまちづくりへ参加するきっかけをつくり、積極的に日常の中で、自分のできる範囲でまちづくりに関わっていく意識を持つ必要があります。

この計画では、本市に関わるすべての人びと（市民、市民活動団体、事業者等）がまちづくりに参加しやすく、互いに連携・協力して様々な課題に取り組むことができるように、市民参加の仕組みや市民同士のつながり・連携しやすい環境の整備などについて計画し、市民参加の裾野を広げ、互いに支え合って活動する機会を増やすことを目的とし、少子高齢化・人口減少社会に対応した「協働」による持続可能なまちづくりを推進していきます。

**計画理念**

**少子高齢化・人口減少社会に対応した  
協働による持続可能なまちづくり**

## 第2章 計画策定の方針

### 1. 策定方針

この計画は、本市の最重要計画で、平成27年4月に策定した「八街市総合計画2015」並びに市民と市職員が議論を重ねて、平成27年11月に制定した「八街市協働のまちづくり指針」に基づき策定し、本市において協働のまちづくりを推進するための具体的な取り組みについて計画します。

### 2. 計画期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度の5年間とします。

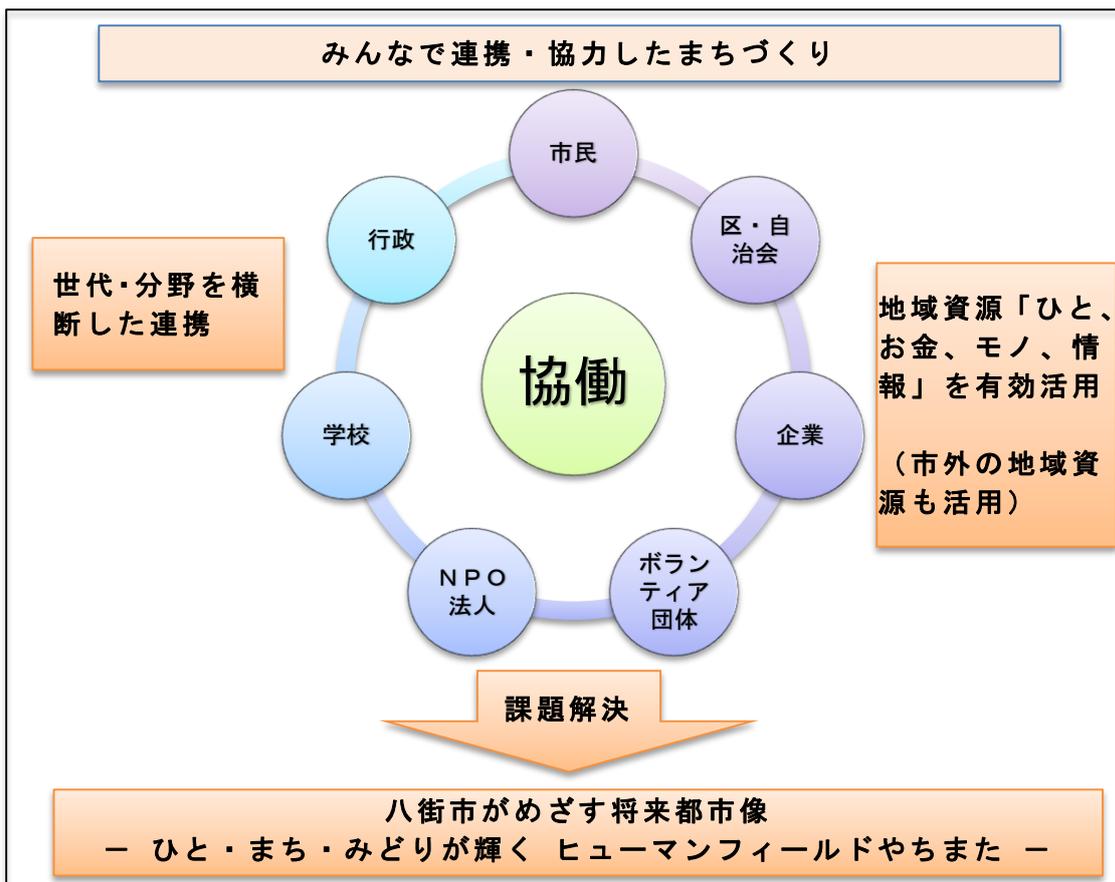
なお、推進計画で定めた方針・個別事業計画等について、事業の検証や社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて適宜見直すこととします。

## 第3章 協働のまちづくり

### 1. 協働とは

協働とは、市民個人、区・自治会、企業、行政など様々な活動主体が共通する課題を解決するために、互いを尊重し、それぞれが担える役割を果たし、相互に補完し合いながら連携・協力することをいいます。

【協働のまちづくりイメージ図】



協働による取り組みを行う際には、ひと、お金、モノ、情報など今ある地域資源を最大限に有効活用し、様々な分野で活動する団体や組織が分野を横断的に連携することで、より一層の相乗効果を生むように心がけて取り組むことが大切です。

【八街市がめざす将来都市像】

—ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた—

「ひと・まち・みどりが輝く」とは、本市に暮らす人びとがいきいきと活躍し、自然と農業や商工業など多様な産業とが均衡ある調和を保ちつつ、まちが未来に向かって力強く発展する姿をあらわしています。

「ヒューマンフィールドやちまた」とは、すべての人が安全で安心して暮らせる、自然と共生する、人間的なやさしさにあふれた都市やちまたをあらわしています。

## 2. 協働のまちづくりキャッチフレーズ及び行動理念

八街市に関わるすべての人びとが、市民と市職員で策定した「八街市協働のまちづくり指針」に掲載されている八街市協働のまちづくりキャッチフレーズと八街市協働のまちづくり行動理念（8つの標語）のもとに、互いに手を取り、連携・協力し合いながら、協働による地域課題の解決に取り組み、誰もが安全・安心に暮らすことのできるまちを目指します。

### ①八街市協働のまちづくりキャッチフレーズ

人にやさしく、地域で支えあい  
明るい未来が見えるまちづくりを目指して！

や やさしい気持ちで

ち 地域をむすび

ま まちをつくれば

た 楽しい未来

※「八街市協働のまちづくり指針」より

### ②八街市協働のまちづくり行動理念

#### 【ふれあい】

標語 1 人と人とのふれあい、つながりのある街を目指しましょう。

標語 2 声かけ、あいさつをし、顔の見える街にしましょう。

#### 【支え合い】

標語 3 お互いを思いやり、寄り添いながら安全・安心と信頼にあふれた街にしましょう。

#### 【集い】

標語 4 情報を発信、共有しみんなで話し合う街にしましょう。

標語 5 交流や話し合いの場や機会を多く設け、参加しやすい街にしましょう。

#### 【郷土愛】

標語 6 ふるさと「やちまた」に誇りと愛着をもち、豊かな資源を有効に活用し、将来世代につなげていきましょう。

標語 7 まちづくりに参加する意識を持ち、この街のために一人ひとりが自ら考え行動し、住みやすい街にしましょう。

#### 【つながり】

標語 8 様々な人・団体の縦のつながり・横の広がりを充実させ、様々な活動主体が豊かな発想をもって協力し合うことのできる街にしましょう。

※「八街市協働のまちづくり指針」より

### 3. 協働のまちづくりにおける基本原則 (市民と行政が協働を進める上で配慮すること)

市民・市民活動団体・企業などと行政が協働によるまちづくりを推進するために互いに配慮すべき基本事項について掲載します。

#### 《対等性》

民主主義の原理からすれば、市民が主役であり、行政は公共に奉仕する立場ですが、具体的な政策を練るという場面では、それぞれの活動主体が対等な関係で連携・協力し、まちづくり活動に取り組みます。

#### 《自立性》

自分がまちづくり活動を行う主体であることを自覚し、地域社会へ貢献するために自らの責任のもとに自分の役割を果たします。

#### 《相互理解》

互いの立場を理解・尊重したうえでまちづくり活動を行います。

#### 《目的の共有》

現場主義に徹し、当事者に接近していくことを通じて、お互いが共有する目的を相互に理解し合い活動に取り組みます。

#### 《補完性》

様々な立場の特性や長所を活かし、不足する部分を互いに補完し合うことで、相乗効果を生み活動内容を豊かにします。

#### 《対話と役割合意》

活動主体が担うそれぞれの役割・責任は、対話を重ねて確認します。

#### 《情報共有》

活動主体が抱える地域課題や協働に関する活動内容などの情報を公開し、その情報を皆で共有することで、協働による取り組みを活性化します。

※「八街市協働のまちづくり指針」より

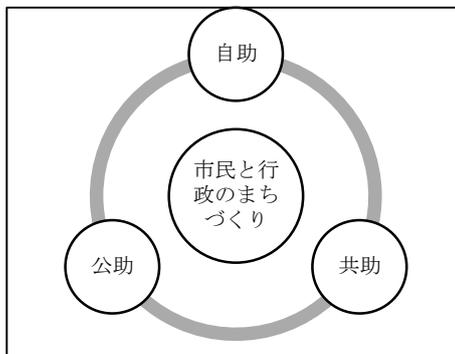
#### 4. 協働の考え方について

まちづくりは、行政のみで行うものではなく、市民とともに作り上げていく必要があります。

自助、共助、公助による取り組みにより、市民と行政が連携しともに担い手となって、まちづくりに取り組んでいくことで、少子高齢化・人口減少に対応した持続可能なまちを実現することが可能になります。

では、市民と行政が協働でまちづくりを行うといったとき、どのように考えれば良いのか。

一般的なイメージでは、行政が行っている事業がまちづくりとされ、その事業に市民が参加・協力するのが協働と考えられています。



しかし、現在の協働の捉え方は、市民が自ら地域課題に取り組み、その活動を市民同士で支え合って行う活動、いわゆる共助の活動も協働によるまちづくりと考えられています。

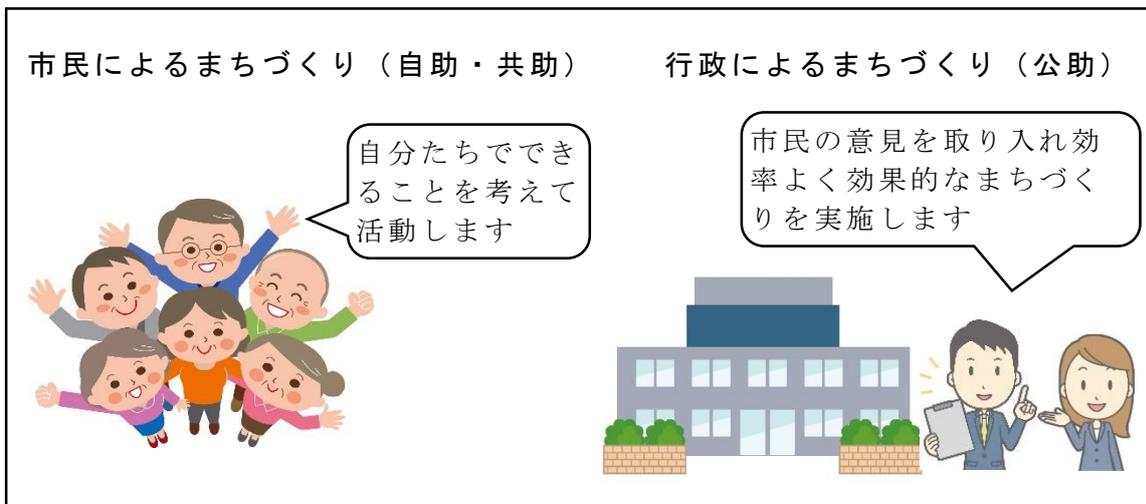
このようなことから、協働のまちづくりを推進するためには、2つの視点から具体的な取り組みを行っていく必要があります。

ひとつは、行政が行っている事業に市民が積極的に参加していくという行政参加を推進し、様々な過程に市民が参加していく裾野を広げていくこと。

もうひとつは、市民や地域、民間事業者などが連携し、互いに支え合って自分たちにできることを積極的に実践していく、地域自治を推進していくこととなります。

この行政参加と地域自治の2つの視点から、協働によるまちづくりを推進するための取り組みを行っていく必要があります。

#### 協働のまちづくりの2つの視点



### ①市民の行政参加（行政によるまちづくりへの積極的な参加・協力）

行政参加とは、行政が税金を使って実施する事業、いわゆる公助によるまちづくりに対して、市民が参加・協力して実施していくものとなります。

この行政参加の手法には、各種審議会等に市民が公募委員として参画し、意見・提言する手法や、市が作成する各種計画などに対し、パブリックコメントやアンケートなどにより意見・提言する手法、他にも、市が行う事業に市民がボランティアとして積極的に協力したり、まちづくりの具体的な政策提案をするなどの手法が考えられます。

行政においては、このような市民参加の手法を数多く取り入れ、既存事業を見直しながら、市民とのやり取りを通じて、効果的・効率的な事業を実施することが求められます。

一方、市民側も行政に期待するだけでなく、様々な場面で行政活動に積極的に参加し、まちづくりに関わっていく意識を持つことが求められます。

市民

積極的に市が行うまちづくりに参加・協力します



行政

市民の意見を積極的に取り入れます



②地域自治の推進（市民による自立したまちづくりの推進）

地域自治の活動（いわゆる共助によるまちづくり）として、これまでも以下の表のような取り組みが各地域で行われています。

市民・地域において行っている活動（市民によるまちづくり）

公共施設等の管理	公園の維持管理、道路・河川等の美化、体育館や集会場の管理など
地域福祉	高齢者・障がい者等要介護者の支援、健康づくり、子育て支援など
環境保全	町内の美化活動、不法投棄の監視、リサイクル活動、緑化推進など
生活安全	自主防災活動、防犯パトロール、交通安全活動など
教育・文化等	生涯学習、青少年健全育成、人権教育、体育活動、伝統文化の継承など
まちづくり	地域振興（街おこし）、土地利用計画、景観づくりなど
スポーツ・レクリエーション	納涼祭、運動会など
その他	行政への要望活動、地区広報紙の発行など

このような市民によるまちづくりの活動について、これからも継続していきながら、今ある地域課題を市民自身が当事者の課題として捉え、市民同士の連携・協力により課題解決への活動に発展させ、地域の課題は自分たちで解決するという地域自治によるまちづくり意識の醸成を図り、取り組んでいくことが求められます。

また、市民によるまちづくりの活動は、区・自治会やボランティア団体、NPO法人、PTA、シニアクラブといった組織だけではなく、地域への社会貢献に取り組む事業者やスポーツなどの趣味を楽しむサークル団体も、まちづくりの活動組織として考えることができます。

このような市民活動組織による様々な分野の活動が活発に行われ、その活動に多くの市民が積極的に関わっていくことが求められます。

一方、行政としても、このような地域自治（市民によるまちづくり）に対して、支援できる範囲で関わっていき、市民活動を推進し、市民によるまちづくりの裾野を広げていくことが求められます。

この市民によるまちづくりに、行政が関わる場

自分たちで住みやすい街をつくろう



市民

市民によるまちづくりを支援します



行政

面では、市民と行政は対等な関係であり、互いの役割・責任は、相互の話し合いを重ねることで定めるのが原則となります。

つまり、行政が支援すべき内容は、初めから決められているのではなく、支援の内容は、相互の話し合いにより決定することになります。

このことから、取り組む内容に応じて、支援する内容も異なることとなり、例えば、財政的な支援ができる場合もあれば、情報発信等の広報周知の協力や相談相手が求める協働パートナーを紹介するといった顔つなぎの役割を担うなど、お金をかけずに、できる範囲で市民活動を支援するといった役割の形も考えられます。

また、地域自治の裾野を広げるために、地域の横のつながりを促進するための仕組みをつくることも、行政が担うひとつの支援の在り方として考えることができます。

### ③行政側から見た協働の捉え方

行政として、市民とまちづくりを進めていくうえでは、行政参加の手法を数多く取り入れ、効果的に事業を実施し、公助によるまちづくりの役割を果たしつつ、共助によるまちづくりについても可能な範囲でかかわり、地域自治の活動を支援していくことが求められています。

協働とは、各事業を行う際に直面する課題に対し、効率的、効果的、発展的に取り組むための一つの手法であり、単に市民と連携すればよいというものではありません。

協働という手法を多角的に取り入れることで、市民ニーズを取り入れた効果的な事業を行うことができるようになり、現場の課題に応じた事業を実施することが可能になります。

また、市民・市民活動団体・民間事業者などとのやりとりを通じて、できる限りの協力を得ることで、経費を抑えた事業の実施が可能となり、行財政改革に通じる事業展開も期待できます。

このことから、協働という手法を各事業に取り入れるためには、ある一定の共通するルールを設けるのはもちろんのこと、個々の職員の企画政策力を高め、各種事業にどのように協働の手法を取り入れれば、効果的な事業ができるのかといった職員の能力が求められます。

このように、協働に対する理解・意識の向上を図り、市民とともにまちづくりを進めていく必要があります。

また、市民によるまちづくり活動は、前述のとおり、様々な分野の取り組みがなされています。

このことから、すべての部署において、協働による取り組みを推進していくことが求められていることを全職員が認識し、地域自治の取り組みを支援し、その裾野を広げつつ、行政における各種事業が効果的に行われることで、自助、共助、公助の取り組みにより、将来に希望が持てる持続可能なまちの実現を図っていく必要があります。

効果的な事業を行うために市民の意見・ニーズを取り入れていこう！



市民の協力を得るためにも、情報を積極的に発信しましょう！



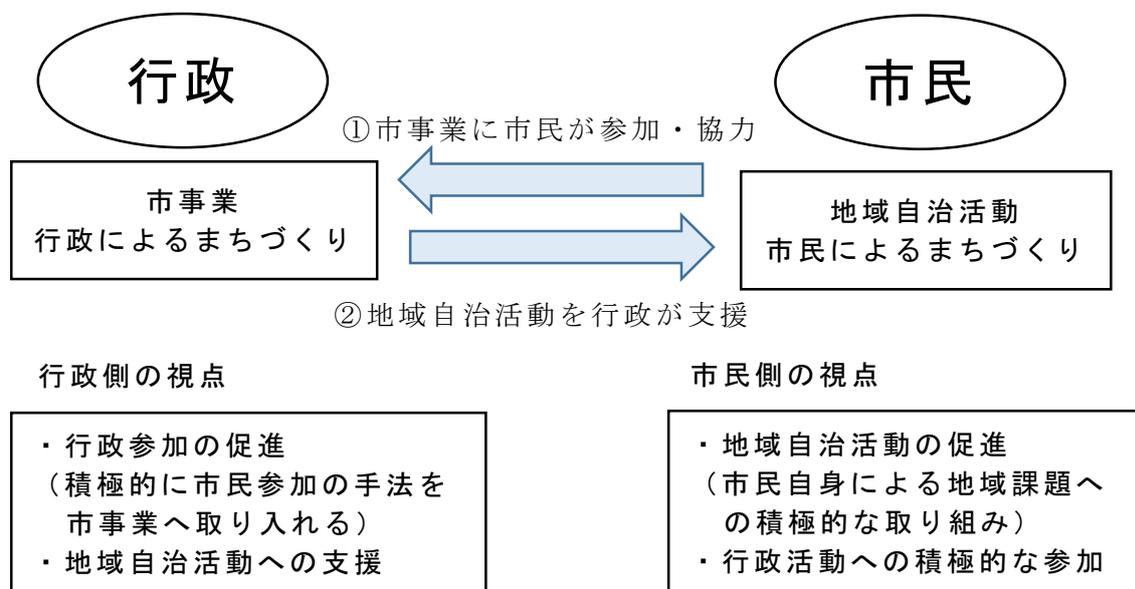
市民によるまちづくりが活発に行われれば、行政によるまちづくりとの相乗効果が期待できるね！



もっと市民活動を支援しましょう！

協働の2つの視点・考え方

- ①市民の行政参加（行政によるまちづくりへの積極的な参加・協力）
- ②地域自治の推進（市民による自立したまちづくりの推進）



① 行政参加の事例

- ・ 各種計画への意見・提言（パブリックコメント、アンケート、審議会への参加）
- ・ 市事業へのボランティアによる協力
- ・ アダプトプログラム（公共施設の里親制度）への協力
- ・ 市事業への場所の提供（選挙期日前投票の会場、献血実施会場、検診（健診）会場等）
- ・ 市事業への広報協力（各種事業のチラシ等 小売店・飲食店・コンビニへの掲示協力等）
- ・ 委員・調査員等の推薦等（民生委員の推薦、統計調査委員の推薦等）
- ・ 指定管理者などによる委託等（公設民営の手法）
- （PPP パブリック・プライベート・パートナーシップ方式の活用等）

② 地域自治活動の支援の事例

- ・ 補助金交付による財政的支援
- ・ 市民活動の後援、共催
- ・ 市民活動の広報周知への協力（広報誌、市ホームページへの掲載）
- ・ 各種実行委員会への協力（ふれあい夏まつり実行委員会等）
- ・ 協働パートナーの紹介（つなぎ役）
- ・ 各種イベント開催時の市施設（公共施設）の提供

### 長期展望（これからのまちづくりの考え方）

協働のまちづくりを推進していくことは、従来の「自助」「共助」「公助」のあり方を見直していくことを意味しています。

少子高齢化・人口減少が急速に進むと予測される時代において、地域の担い手の減少や自治体の財政状況の悪化など、様々な社会情勢の変化により、従来の「自助」「共助」「公助」によるまちづくりの役割分担のままでは、持続可能なまちづくりを進めていくことは困難であると考えられます。

そのため、市民と行政が、何をどのように担う必要があるのかが改めて問われています。

まちづくりの基本的な考え方としては、市民による「自助」の取り組みを起点とし、市民の支え合いによる「共助」の取り組みで「自助」の活動を補うといった市民の自発的な取り組みをまちづくりの基礎とし、市民だけでは、解決できない課題に対して、「公助」により行政が取り組む。

このような、「自助」「共助」「公助」の補完の原則のもと、まちづくりを進めていく必要があります。

#### まちづくりの基本的な考え方



自助：まずは自分で  
 共助：自助でできないことを地域などで  
 公助：自助、共助でも解決できないことを公助（行政）で

このまちづくりの基本を踏まえつつ、前述に述べた行政参加と地域自治の2つの協働の取り組みを推進し、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの取り組みを充実させていきます。

特に地域自治の推進は、「共助」の領域を充実させる取り組みであり、今後のまちづくりにおいて重要な領域です。

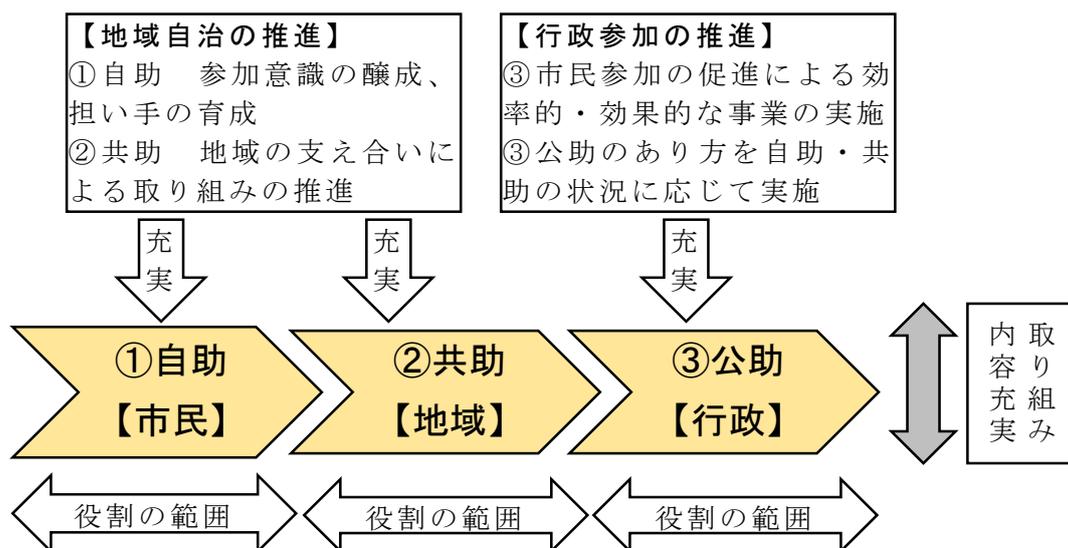
この「共助」の分野が充実しなければ、「公助」の負担が重くなる一方ですし、行政における財源には限りがあることから、すべての課題を「公助」の範囲で対応することはできず、そこから漏れてしまう課題は、「自助」への領域へと切り捨てられてしまいます。

このことから、これからのまちづくりにおいては、個人や家族による「自助」の取り組みでは、解決できない課題を地域や企業、ボランティア団体などが連携し、その課題を解決していくといった「共助」の活動を広げていくことが重要になります。

また、市民や地域による「自助」「共助」の活動が充実するほど、「公助」において、今まで投じていた行政資源（税金）の使い方を見直すことが可能となり、真に必要とされるまちづくりの課題に対し、行政資源（税金）を効率的・効果的に投じることが可能となります。

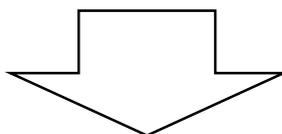
このことから、これからのまちづくりにおける市民、地域、行政の役割については、地域自治と行政参加の推進を図り、それぞれの取り組みを充実させつつ、その個々の取り組み内容に応じて、市民と地域と行政が対話を重ねて決定し、誰がどの分野を担っていくのかを定めていきます。

そのうえで、市民と地域と行政が互いに連携を図り、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでいきます。



- ※ 1  $\longleftrightarrow$  は、市民、地域、行政の担う役割の範囲を表しています。
- ※ 2 それぞれの役割の範囲は、課題の内容によって異なります。  
(役割の範囲は、一定ではありません)
- ※ 3 自助、共助、公助の事例が15ページに記載されています。

市民、地域、行政の役割は、それぞれの取り組みに応じて、対話を重ねて定めます。



### これからのまちづくりの考え方

自助、共助、公助のそれぞれの取り組みを充実させ、市民、地域、行政の役割は、それぞれの取り組みに応じて対話を重ねて定め、相互に連携を図って、まちづくりに取り組みます。

自助、共助、公助の事例

事例項目	自助（市民）	共助（地域）	公助（行政）
高齢者の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分のことを自分で行う</li> <li>・自らの健康管理</li> <li>・家族による介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所づくり</li> <li>・見守り支援</li> <li>・ボランティアによる生活支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険等によるサービス</li> <li>・公的な各種高齢者福祉事業</li> <li>・生活保護</li> <li>・人権擁護、虐待対策</li> </ul>
子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族（祖父母等）による支援</li> <li>・習い事、学習機会の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校の見守り</li> <li>・子供会事業</li> <li>・お囃子などによる地域交流</li> <li>・事業者による校外学習・職場体験等の協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育施設等の整備</li> <li>・子ども手当、医療費助成等経済的支援</li> <li>・子育て相談の対応</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用持ち出し品、備蓄品の常備</li> <li>・住まいの耐震化</li> <li>・土嚢の準備などの災害対策</li> <li>・避難場所の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の運営</li> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・災害対策についての定期的な話し合い</li> <li>・民間企業における帰宅困難者の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等の施設のインフラ整備</li> <li>・被災時の情報収集</li> <li>・ハザードマップの作成</li> <li>・減災の考え方の住民周知</li> <li>・被災者の生活支援</li> </ul>
環境美化・保全 都市計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミの分別</li> <li>・エコバッグ等の活用によるゴミの減量化</li> <li>・庭の手入れ（庭木の枝打ち、垣根の手入れなど）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ収集場所の維持管理</li> <li>・ゴミゼロ運動</li> <li>・側溝清掃</li> <li>・公園の維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミの収集</li> <li>・ゴミ処理施設の維持管理</li> <li>・不法投棄等の監視</li> <li>・都市計画の立案</li> </ul>
産業・観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PR 広告</li> <li>・特産品等の開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街等によるイベント開催</li> <li>・観光農園体験ツアーの実施</li> <li>・各事業者協会による活性化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シティープロモーションの推進</li> <li>・産業まつりの実施</li> <li>・事業者の誘致</li> <li>・新規就農支援</li> </ul>

## 第4章 計画体系

本計画における協働推進の基本的な取り組み項目について、5つに分類し事業を実施します。

また、計画に掲げた協働推進事業の取り組みにより、目標体系に掲げる内容を達成し、協働のまちづくりの推進を図ります。

### 協働推進体系

協働を推進するための5つの基本的な取り組みを、下記のとおり計画します。

協働推進1【担い手】	担い手づくり
協働推進2【しくみ】	市民と行政との関係づくり 【情報共有】【話し合いの場・機会づくり】 【市民活動連携支援】
協働推進3【地域資源】	まちづくりに活かす資源（ひと、お金、モノ、情報）の充実
協働推進4【行政提案】	行政から市民への働きかけ
協働推進5【体制】	庁内体制の整備



### 目標体系

5つの基本的な協働推進の取り組みを実施することで、どのようなことを達成していくのかについて、下記のとおり定めます。

目標1	まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。
効果	地域自治の活動を増やし、まちづくりの基盤を充実させる。
目標2	様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。
効果	市民と行政が協働の理解を深め、協働事業を本格的に展開させる。
目標3	異なった分野の活動主体同士の連携を増やし、効果的な事業の促進を図る。
効果	行政及び市民活動における縦割りの弊害を克服し、活動の相乗効果・相互補完を創り出す。
目標4	まちづくりに活かせる地域資源（ひと、お金、モノ、情報）を発掘・育成・有効活用するための場・機会を増やす。
効果	行政資源のみに依存することなく、市内外の豊かな地域資源を課題解決に結びつけるようにする。
目標5	市が実施する事業において、協働の手法を数多く取り入れる。
効果	様々な事業において、協働の視点で事業に取り組むことで、自身の事業のみで自己完結せずに、個別の取り組みが相互に結びついていくようにする。



計画理念

少子高齢化・人口減少社会に対応した  
協働による持続可能なまちづくり

協働推進体系に掲げた5つの取り組み項目を実施し、目標体系に掲げる目標を達成することで、少子高齢化・人口減少社会に対応した協働による持続可能なまちを目指します。

**協働推進事業**

協働推進体系に掲げた5つの基本的な協働推進の取り組みにおける個別事業について、次のとおり計画し、それぞれの事業において計画期間内（5年間）にどのような工程で事業を実施していくかについて定めます。

また、各事業を達成することで、目標体系に掲げたどの項目に結びつく事業であるかを示し、それぞれの事業を実施する目的を明確にします。

**協働推進1【担い手】担い手づくり**

事業名	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	目標
①区・自治会への参加促進	実施	→	→	→	→	1
②協働のまちづくりPR用パンフレット作成	実施	→	→	→	→	1
③小中学生に向けた市民協働の啓発・ボランティア活動への参加体験	検討	実施	→	→	→	1
④民間事業者における社会貢献活動の促進	研究	調査分析	仕組み構築等	→	→	1
⑤NPO法人の設立支援	情報提供実施	→	認証事務研究	→	認証事務検討	1
⑥市民講演会等の開催	実施	→	→	→	→	1
⑦高齢者の地域活動への参加促進	既存事業の充実	→	→	→	→	1・2
⑧高校・大学等の教育機関との連携促進	検討	実施	→	→	→	1

**協働推進2【しくみ】市民と行政との関係づくり**

**2-1【情報共有】**

事業名	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	目標
①市民活動サポートセンター（まちづくりセンター）の設置	検討	準備委員会設置	法令整備 予算措置等	実施	→	2・3
②市民協働活動の事例周知	実施	→	→	→	→	2
③市ホームページにおける市民活動推進に関する情報掲載ページの開設	実施	→	→	→	→	5

## 2-2 【話し合いの場・機会づくり】

事業名	H29	H30	H31	H32	H33	目標
① 市民主体による円卓会議（協働のまちづくり連絡協議会）の実施	地域課題調査	実施	→	→	→	2・3
② パブリックコメント制度の導入	実施	→	→	→	→	5
③ 審議会等への公募等による市民の参画促進	実施	→	→	→	→	5
④ 市政に関する出前講座の実施	検討	実施	→	→	→	2・5

## 2-3 【市民活動連携支援】

事業名	H29	H30	H31	H32	H33	目標
① 市民活動サポートセンターの設置(再掲)	検討	準備委員会設置	法令整備 予算措置	実施	→	2・3
② 市民活動支援アドバイザー（コーディネーター・つなぎ役）の育成・設置	研究	検討	人材育成	実施	→	1・2
③ 市民活動リーダーの育成	研究	検討	実施	→	→	1・2
④ 市民提案型まちづくり活動支援補助金制度の創設	検討	法令整備 予算措置	実施	→	→	1・2
⑤ コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの普及促進	実施	→	→	→	→	2
⑥ 地域まちづくり組織の設立・運営支援	地域課題研究	区長会説明等	法令整備 予算措置	段階的に実施	→	1・2

## 協働推進3 【地域資源】まちづくりに活かす資源（ひと、お金、モノ、情報）の充実

事業名	H29	H30	H31	H32	H33	目標
① 空き家・空き店舗を活用したまちづくり拠点の整備	研究	検討	実施	→	→	4
② 地域資源を有効活用するための調査・研究	実施	→	→	→	→	4
③ 協働人材バンク制度の創設	検討	実施	→	→	→	2・4
④ 市民活動に対する寄付金の創設	研究	検討	実施	→	→	4
⑤ ふるさと納税の利活用	研究	検討	実施	→	→	4・5

**協働推進4【行政提案】行政から市民への働きかけ**

事業名	H29	H30	H31	H32	H33	目標
①まちづくりサポーター制度の創設	検討	実施	→	→	→	2・5
②アダプト・プログラム制度（公共施設の里親制度）の創設	拡充検討	拡充	→	→	→	2・5

**協働推進5【体制】庁内体制の整備**

事業名	H29	H30	H31	H32	H33	目標
①市民協働推進課の設置	実施	→	→	→	→	5
②協働のまちづくり推進計画の検証組織の設立	実施	→	→	→	→	5
③市職員研修会の実施	実施	→	→	→	→	5
④全庁で取り組む協働推進体制の構築	実施	→	→	→	→	5
⑤地区別担当者制度の導入	研究	→	検討	実施	→	5

**主な個別計画事業**

この推進計画が実施されることにより、次のような市民によるまちづくりを支援する環境が整備されます。

**①市民活動サポートセンター（まちづくりセンター）の設置**

市民と行政あるいは、市民同士の間にとって市民活動を支援する組織を設置します。

この組織の設置により、市民や各種団体が自ら取り組みたい活動について、相談する窓口ができ、様々なアドバイスや支援を受けることが可能となります。

また、多くの情報を収集し、活動組織同士の連携を促すつなぎ役の機能をもった組織とします。

このサポートセンターを中心として、市民と行政によるまちづくりを推進していきます。

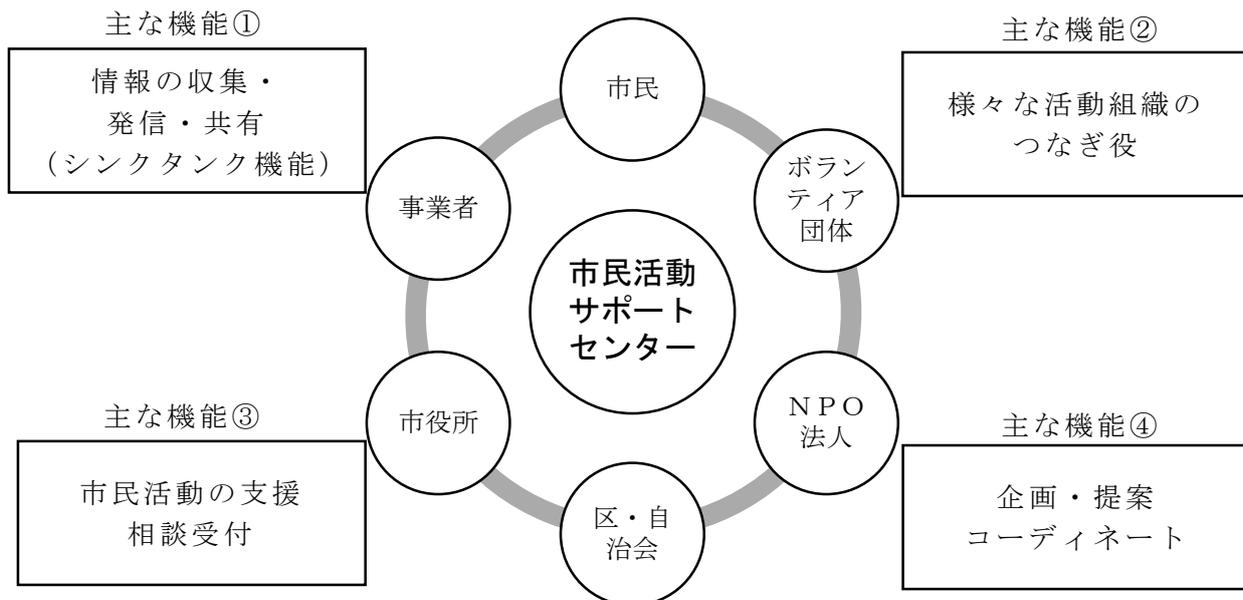
**市民活動サポートセンターの主な機能**

①ハード面

事務室等を持たない市民活動団体のために、会議室、パソコン、印刷機、コピー機などを設置します。

②ソフト面

- ・市民活動の情報を収集・発信し、情報の共有を図ります。
- ・コーディネーターを配置し、市民からの相談の対応や活動組織同士の連携をサポートします。
- ・NPO法人、ボランティア団体、市民活動団体等の設立や活動の支援を行います。



※活動組織は一例です。

## ② 地域まちづくり組織の設立・運営支援

少子高齢化・人口減少が進む中で、地縁組織である区・自治会の加入者も減少し、地域活動の担い手の確保が難しくなっています。

このことから、従来の地縁組織の単位（区・自治会）では、取り組むことが難しい地域課題について、小学校の地区単位などの広域で取り組み、担い手不足を補う組織を設置します。

組織の設立については、ある一定のルールのもとに、市民自らが活動内容を定めて自主的に組織を設立し、市は、その組織に対して補助金を交付するほか、地区担当職員制度を設けて、補助金以外にも行政として支援できることを市民とともに考えます。

## ③ 市民主体による円卓会議の実施

会議に参加するすべての人がまちづくりの当事者として参加し、対等な立場で意見交換ができる場をつくります。

共通する課題について、互いにアイデアを出し合い、自分ができる役割を活かし、協力し合って、共通課題に取り組んでいくための話し合いの場をつくります。

また、行政も会議に参加し、行政として支援できることを市民とともに考えます。

## 第5章 推進計画の目標における指標

目標体系に掲げる5つの項目に対し、それぞれに指標を設定し、項目ごとの目標値を下記のとおり設定します。

【目標1】まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。

指標	現状値	目標値【H33】
自治組織加入率※	49%	65%
NPO法人認証件数※	19件	30件
ボランティア団体数※	65団体	80団体
シニアクラブ参加人数	1,548人 (31団体)	1,858人 (団体あたり10人増)

(※印 総合計画2015 やちまたべんちまーく「めざそう!ね(値)」より)

【目標2】様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。

指標	現状値	目標値【H33】
総合計画2015 前期基本計画の事業における市民参加・協働事業実施件数	97件	130件
市民団体による公共活動件数	9件	20件

※現状値は庁内全部署に対する協働事業実態調査の結果による。

【目標3】異なった分野の活動主体同士の連携を増やし、効果的な事業の促進を図る。

指標	現状値	目標値【H33】
異分野連携事業数	3件	10件

※現状値は庁内全部署に対する協働事業実態調査の結果による。

【目標4】まちづくりに活かせる地域資源(ひと、お金、モノ、情報)を発掘・育成・有効活用するための場・機会を増やす。

指標	現状値	目標値【H33】
地域資源を活用するための仕組みの構築	ふるさと納税制度	仕組みの構築及び既存制度の再構築

【目標5】市が実施する事業において、協働の手法を数多く取り入れる。

指標	現状値	目標値【H33】
審議会等の公募等による委員の割合(%)※	7%	10.0%
パブリックコメント制度の創設	制度未制定	パブリックコメントに関する法令制定
部課等ホームページ作成率(%)※	24.4%	30.0%

(※印 総合計画2015 やちまたべんちまーく「めざそう!ね(値)」より)

## 第6章 協働推進事業の個別計画

協働推進体系で掲げた各協働推進項目ごとの個別事業について、次のとおり計画します。

### 協働推進1【担い手】担い手づくり

事業名	①区・自治会への参加促進				
現状・課題	区への加入者が減少しており、地域のつながりが失われつつある。				
目的	区・自治会の参加者を増やし、地域の担い手を確保することで、コミュニティを再構築し、住民同士が支え合って暮らすことができるまちを促進する。				
事業内容	継続事業 ・転入者に対する区・自治会加入促進パンフレットの配布 ・広報やちまた、市ホームページへの加入促進記事の掲載 新規事業 ・区長会を主とした区加入促進策に関する情報交換会の開催				
計画目標との関連	【目標1】まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など					
市民・民間	区・自治会				
協働適正事業	転入者に対する自治会加入啓発【市民協働推進課】 広報やちまた・市ホームページによる啓発【市民協働推進課】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	実施	→	→	→	→
工程説明欄	継続事業を実施しつつ、区長会での情報交換を継続的に実施していく。				

#### (※) 担当部署と関連部署について

本推進計画を実行するにあたり、各個別計画において、担当部署と関連部署を明記していますが、協働のまちづくりは、全庁で取り組むべきものであるため、すべての部署が、この計画に掲げた事業を活用し、各分野の事業に協働という手法を取り入れ、市民ニーズに対応した効果的な事業を実施することが求められます。

このことから、担当部署及び関連部署に掲載されていない部署においても、各個別計画に掲げる協働の手法を積極的に取り入れることを推進していきます。

協働推進1【担い手】

事業名	②協働のまちづくりPR用パンフレット作成				
現状・課題	市民自らがまちづくりの当事者として参加する意識が不足している。また、市民同士が自ら地域の課題に取り組む機会が少ない。				
目的	市民一人ひとりのまちづくりへの参加意識の向上を図り、互いが協力して取り組んでいくことの大切さの理解を深め、市民活動の促進を図る。				
事業内容	協働のまちづくりについて、わかりやすく取りまとめたPRパンフレットを作成する。 ※小中学生向けのパンフレットも並行して作成を検討する。				
計画目標との関連	【目標1】まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など					
市民・民間					
協働適正事業	協働のまちづくり市民講演会の開催による啓発【市民協働推進課】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	実施	→	→	→	→
工程説明欄	指針等をもとに本市に見合ったPR用パンフレットを作成する。				

事業名	③小中学生に向けた市民協働の啓発・ボランティア活動への参加体験				
現状・課題	住民意向調査において、八街市を自分のまちとして愛着を感じている人の割合が、5割以下となっており、郷土愛の醸成が課題となっている。				
目的	小中学生を対象に市民活動（ボランティア）の大切さを知ってもらい、活動を通じて自分が住むまちに愛着を持ってもらうことで、将来にわたり、自らがまちづくりに参加する基礎を築くことを目的とする。				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動への参加機会の確保。</li> <li>・小中学生向けの協働のまちづくりのPRパンフレット作成。</li> </ul>				
計画目標との関連	【目標1】まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	学校教育課、社会教育課、図書館				
市民・民間	ボランティア団体、社会福祉協議会、学校、民間企業				
協働適正事業	ジュニア司書養成講座事業【図書館】 夏休みボランティア体験教室【社会福祉協議会】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	検討	実施	→	→	→
工程説明欄	既存の事業を活用し、事業の拡充等を検討し実施する。				

協働推進1【担い手】

事業名	④民間事業者における社会貢献活動の促進				
現状・課題	市内の事業者が取り組むまちづくりに関する活動や事業者がもつ資源（人材、施設、技術）等の把握ができていないため、事業者のまちづくりへの参加・協力を得ることが少ない状況にある。				
目的	地域貢献する民間事業者を増やし、事業者が持つ人材、施設、技術、ノウハウなどをまちづくりに活かすことで、地域の活性化を図る。				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業者等における社会貢献活動に対する意識調査を実施し、どのような取り組みが行われているのかや提供できる資源（人材、施設、技術）はどのようなものがあるのかなどを把握し、調査結果を分析する。</li> <li>・分析結果を踏まえて、事業者の資源を活かす仕組みについて検討する。</li> </ul>				
計画目標との関連	【目標1】まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	商工観光課、環境課、社会教育課、中央公民館				
市民・民間	民間企業				
協働適正事業	環境保全意識の向上【環境課】 こども110番事業の支援【社会教育課】 中央公民館の学習環境改善【中央公民館】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	研究	調査分析	仕組みの構築等	→	→
工程説明欄	調査の結果を分析のうえ、事業者が持つ資源をデータベース化する。そのうえで、事業者のまちづくりへの参加を促進する手法を検討する。（例：地域貢献認定制度の導入等）				

## 協働推進1【担い手】

事業名	⑤NPO法人の設立支援				
現状・課題	民間の立場で社会的な課題に取り組む市内のNPO法人の数は約20団体であり、行政や企業では扱いにくいニーズに対応したNPO法人の活動により、きめ細かい地域課題に対する取り組みが行われることが望まれる。				
目的	様々な分野の地域課題に対し、行政では行き届かないきめ細やかな対応を行うNPO法人の活動を支援し、多様化する市民のニーズに対して、市民と行政で取り組んでいく。				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県と連携し、NPO法人制度・NPO・ボランティアの基礎知識などに関する講座等を実施し、NPO法人設立に関し支援する。</li> <li>・特定非営利活動促進法に係る権限移譲の受託検討 NPO法人認証事務を県から移譲し、NPO法人を設立しやすい環境を整備する。 また、市で認証事務の受付を行うことで、市内のNPO法人と接する機会を増やし、活動状況などの情報交換を得やすくする。</li> </ul>				
計画目標との関連	【目標1】まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など					
市民・民間	NPO法人（NPO設立希望者含む）				
協働適正事業	NPO設立等に関する相談【市民協働推進課】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	情報提供 実施	→	NPO法人 認証事 務研究	→	NPO法人 認証事 務検討
工程説明欄	NPO法人設立等の基礎講座については、千葉県と連携して、県主催の講座開催日の情報提供や必要に応じて、出前講座の開催を継続的に実施。 NPO法人認証事務の権限移譲の受託については、県と内容について協議のうえ検討し、本市に見合った事業として、受託が可能であるかを検討する。				

協働推進1【担い手】

事業名	⑥市民講演会等の開催				
現状・課題	市民のまちづくりへの参加意識・当事者意識が低下している。また、市民同士のつながり・連携も不足していることから、互いに協力し合って活動するといった機会が少ない。				
目的	市民の協働によるまちづくりの理解を深め、多くの市民にまちづくりに参加してもらう。また、市民同士で情報を共有し、互いに協力してまちづくりに取り組むことの大切さを学ぶことで、支え合いによるまちの実現を図る。				
事業内容	基調講演を主とした協働のまちづくりに関する講演会の実施。				
計画目標との関連	【目標1】まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など					
市民・民間	市民、区、自治会、事業者、NPO法人、ボランティア団体				
協働適正事業	自治意識の醸成【市民協働推進課】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	実施	→	→	→	→
工程説明欄	年1回				

協働推進1【担い手】

事業名	⑦高齢者の地域活動への参加促進				
現状・課題	本市の65歳以上の人口割合は、約25%と4人に1人となっており、今後、高齢者の占める割合は増えると予測される。				
目的	高齢化が進む中で、より多くの高齢者に地域活動へ参加してもらい、まちづくりに参加することに生きがいを感じてもらいながら、地域の担い手となって活躍してもらおう。				
事業内容	地域活動へ参加することが、生きがいになるような取り組みを促進し、高齢者の地域参加の裾野を広げていく。 ・シニアクラブへの加入促進 ・八街市民カレッジ・高齢者学級等の生涯学習事業への参加促進 ・高齢者サークル等の支援 ・ボランティア活動、世代間交流への参加促進 ・高齢者の地域参加の意識の向上 （支えられつつ、自分が支える側になるといった意識の醸成）				
計画目標との関連	【目標1】まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。 【目標2】様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。				
担当部署	社会教育課、中央公民館、スポーツ振興課、高齢者福祉課、老人福祉センター				
関連部署など					
市民・民間	市民、シニアクラブ、シルバー人材センター、八街市民カレッジ運営委員会				
協働適正事業	高齢者の社会参加活動、生きがいづくりへの支援【高齢者福祉課、老人福祉センター、スポーツ振興課、社会教育課、中央公民館】 生涯学習推進体制の確立【社会教育課】 中央公民館の学習環境整備【中央公民館】 運動を通じた健康づくりの支援【スポーツ振興課】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	既存事業の充実	→	→	→	→
工程説明欄	各課の既存事業をベースに高齢者の地域活動への参加を促進する。参加できる事業の情報について、市民が得やすくなるように情報発信の手法を検討していく。 また、高齢者自身がまちづくりの担い手となるように意識の醸成を図るための手法を検討し取り組んでいく。				

協働推進1【担い手】

事業名	⑧高校・大学等の教育機関との連携促進				
現状・課題	市事業に対し、市内の高校生からの意見やボランティアによる協力を受けている事業もあるが、まだまだ、少ない状況にある。特に大学との連携については、少ないため若年層の意見の反映やまちづくりへの参加が不足している。				
目的	高校・大学等の教育機関と連携し、若年層の社会参加・地域参加を促し、異分野・異世代間交流を促進する。また、将来の地域活動の担い手の育成にもつなげ、八街市への郷土愛を育み、住み続けたいまちとしての意識の醸成を図る。				
事業内容	市内高校及び県内大学等と連携し、生徒に地域活動やボランティア活動等に参加してもらうだけでなく、地域課題を解決するためのアイデア・手法などについても調査・研究に協力してもらう。				
計画目標との関連	【目標1】まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	学校教育課、図書館				
市民・民間	高校、大学等（教育機関）				
協働適正事業	図書館サポーター事業【図書館】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	検討	実施	→	→	→
工程説明欄	市内高校のボランティア部に在籍している生徒などと、地域課題について話し合い、実際に自分たちで考えた活動を実践してみるなど、若年層世代の地域参加の手法について、検討する。				

協働推進2【しくみ】市民と行政との関係づくり

2-1【情報の共有】

事業名	①市民活動サポートセンター（まちづくりセンター）の設置				
現状・課題	市民活動を支援する中間支援組織がないため、情報の共有や団体間をつなぐコーディネートができていない。 また、市民活動に必要な会議スペースや備品などの整備もされていない。				
目的	市民活動の拠点となる施設を整備して、活動に必要な情報を収集し市民で共有する機能を整備するほか、市民活動に関する相談を受けるアドバイザーを設けて、市民が地域課題に取り組む活動を支援していく。				
事業内容	施設には下記のような機能を備え、市民活動を支援していく。なお、施設の機能は、市民の意見を取り入れて検討していく。 ・市民活動に関する情報の収集、発信（情報共有） ・市民活動に関するアドバイザー・コーディネーターの設置 ・NPO法人、ボランティア団体等の設立・運営支援 ・人材の発掘、育成 ・会議スペース、コピー機等の機能提供				
計画目標との関連	【目標2】様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。 【目標3】異なった分野の活動主体同士の連携を増やし、効果的な事業の促進を図る。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	全庁				
市民・民間	市民、区・自治会、NPO法人、ボランティア団体、民間企業等				
協働適正事業					
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	検討	準備委員会設置	法令整備 予算措置 等	実施	→
工程説明欄	施設を設置するにあたり、場所の選定、機能面などについて、市民の意見を取り入れながら検討する。				

※2-3【市民活動連携支援】再掲事業

2-1【情報の共有】

事業名	②市民協働活動の事例周知				
現状・課題	市内でどのような市民活動が行われているのかが知られていない。また、その情報をどうすれば得ることができるのかについても仕組みが構築されていない。				
目的	市内で活躍する市民の活動事例を紹介することで、その取り組みに対する賛同者の創出や、異分野との連携のアイデアにつながることを目的とし実施する。				
事業内容	市民協働で実施した活動、あるいは実施している活動について、広報やちまたや市ホームページなどに掲載する。				
計画目標との関連	【目標2】様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	全庁、秘書広報課				
市民・民間	市民活動団体				
協働適正事業					
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	実施	→	→	→	→
工程説明欄	数多く事例を収集し、編集作業を行い取りまとめる。				

事業名	③市ホームページにおける市民活動推進に関する情報掲載ページの開設				
現状・課題	市ホームページに市民活動を支援する情報を集約したページがないため、市民が情報を得にくい。				
目的	市民活動に関する情報を得やすい環境を整備し、市民活動をしやすい環境の促進を図る。				
事業内容	収集した様々な市民協働に関する情報をわかりやすく整理し、市ホームページに掲載する。 ・助成金の活用情報 ・各市民活動団体からのお知らせ ・様々な市民活動の事例 ・市の各課から支援情報 ・市事業への協力依頼に関する情報 等				
計画目標との関連	【目標5】市が実施する事業において、協働の手法を数多く取り入れる。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	全庁、秘書広報課				
市民・民間	市民、市民活動団体				
協働適正事業	ホームページの充実【秘書広報課】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	実施	→	→	→	→
工程説明欄	市ホームページに市民協働の閲覧ページを開設する。				

2-2【話し合いの場・機会づくり】

事業名	①市民主体による円卓会議（協働のまちづくり連絡協議会）の実施				
現状・課題	様々な立場の市民が集まり、まちづくりに関して話し合う場がないため、市民における主体的な活動が少ない。				
目的	会議の参加者は、まちづくりの当事者として会議に参加し、参加するすべての活動主体が対等な立場で話し合い、自分ができる役割を活かし、共通する課題を解決するためには、それぞれがどのような役割を果たせば、解決できるのかを話し合う場（円卓会議）を設ける。				
事業内容	様々な活動主体が地域課題に取り組む当事者として話し合う場を設け、連携協力して、高齢者福祉などの様々な地域課題に取り組む。				
計画目標との関連	【目標2】様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。 【目標3】異なった分野の活動主体同士の連携を増やし、効果的な事業の促進を図る。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	全庁				
市民・民間	区・自治会、各種団体				
協働適正事業	区・自治会加入促進【市民協働推進課】 高齢者福祉サービス（敬老事業）【高齢者福祉課】 介護予防事業【高齢者福祉課】 地域包括ケアシステムの構築【高齢者福祉課】 地産地消の促進 販路の拡大【農政課】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	地域課題調査	実施	→	→	→
工程説明欄	円卓会議の手法について研究し、主体となる団体等の調査を実施する。そのうえで、会議に参加できる団体等を把握し、会議の開催方法を検討する。				

2-2【話し合いの場・機会づくり】

事業名	②パブリックコメント制度の導入				
現状・課題	各種計画等を策定する際、市民意見を取り入れるルール・規則が確立されていない。				
目的	市で計画する各種計画等の策定にあたり、パブリックコメントの実施を義務づけ、広く市民から意見を聴取し、市民の意見を反映して計画等を策定する。				
事業内容	パブリックコメント制度の実施に関する規程を制定する。また、説明会や意見交換会の開催、ワークショップやアンケート調査の実施など市民の意見を柔軟に取り入れる手法についても検討する。				
計画目標との関連	【目標5】市が実施する事業において、協働の手法を数多く取り入れる。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	全庁				
市民・民間	市民				
協働適正事業	(仮称)第2次八街市協働のまちづくり推進計画【市民協働推進課】 八街市総合計画2015 後期基本計画【企画政策課】 八街市地域公共交通再編実施計画【企画政策課】 八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略【企画政策課】 第3次八街市男女共同参画計画【企画政策課】 八街市高齢者福祉計画【高齢者福祉課】 (仮称)八街市健康増進計画【健康増進課】 (仮称)母子包括支援センターの設置【健康増進課】 八街市障害者基本計画【障がい福祉課】 八街市障害福祉計画【障がい福祉課】 八街市都市マスタープラン【都市計画課】 公営住宅長寿命化計画【都市計画課】 (仮称)八街市空家等対策計画【都市計画課】 八街市教育振興基本計画【教育総務課】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	実施	→	→	→	→
工程説明欄	規程の内容について検討し、法令として整備する。				

2-2【話し合いの場・機会づくり】

事業名	③審議会等への公募等による市民の参画促進				
現状・課題	市が設置する各種審議会等の委員の選定について、公募等による市民の参画方法について定めたルール・規則が確立されていない。				
目的	審議会等を設置する際、委員構成について、一定の割合で市民から公募等により選出する規程を制定し、市政運営における市民意見の反映の促進を図る。				
事業内容	審議会等の委員の市民公募等に関する規程を制定する。				
計画目標との関連	【目標5】市が実施する事業において、協働の手法を数多く取り入れる。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	全庁				
市民・民間	市民				
協働適正事業	各審議会等				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	実施	→	→	→	→
工程説明欄	規程の内容について検討し、法令として整備する。 公募の他にも無作為抽出による選出の手法等についても検討する。				

事業名	④市政に関する出前講座の実施				
現状・課題	市が実施している事業について、一部の事業では、市民の要望により、地域に出向き政策や制度などの説明を行っているが、市民がすべての分野において学ぶことができる仕組みがないことから、市民の市政への理解が深まっていない。				
目的	市政に関心のある内容について、直接市民に説明する機会を設け、市の取り組みに対する市民の理解を深め、まちづくりへの市民参加の促進を図ることを目的とする。				
事業内容	ある一定以上の人数が参加する集会等にテーマに応じた担当職員が出向き、市の政策や制度・事業について説明し、テーマに関する意見交換を通じて、市民の市政への理解を深めてもらう。				
計画目標との関連	【目標2】様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。 【目標5】市が実施する事業において、協働の手法を数多く取り入れる。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	全庁				
市民・民間	市民				
協働適正事業	八街の歴史・文化財出前講座【社会教育課】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	検討	実施	→	→	→
工程説明欄	出前講座のテーマ(項目)について庁内で調整し、講座への派遣条件などを整理して、事業の実施に向け検討する。				

2-3 【市民活動連携支援】

事業名	①市民活動サポートセンター（まちづくりセンター）の設置
-----	-----------------------------

再掲事業 ※2-1 【情報共有】 ①参照

事業名	②市民活動支援アドバイザー（コーディネーター・つなぎ役）の育成・設置				
現状・課題	市民活動をサポートする体制ができていないうえ、活動を支援する人材がない。				
目的	市民活動を支援するアドバイザーを設けて、相談者と支援団体や関係部署の橋渡しを行い、円滑に市民活動を行うことができるように支援する。				
事業内容	市民活動に関する相談を受けるアドバイザーを育成し、将来的には、市民活動サポートセンターの設置に合わせて、アドバイザーを配置し、市民活動の支援をしていく。				
計画目標との関連	【目標1】まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。 【目標2】様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など					
市民・民間	市民等				
協働適正事業					
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	研究	検討	人材育成	実施	→
工程説明欄	市民活動サポートセンターの機能として、同時並行で進めていく。				

## 2-3【市民活動連携支援】

事業名	③市民活動リーダーの育成				
現状・課題	市民活動が活発に行われるには、組織を取りまとめるリーダーが必要であるが、活動を取りまとめる人材が不足している。				
目的	市民活動の立ち上げ及び継続的な活動をするためには、主体となる人材が必要となることから、人材の発掘・育成を図る。また、リーダーとなる人材には、人と人をつなぐ役割を担ってもらい、多くの人びとが連携できるような人材となってもらおう。				
事業内容	様々な活動主体のリーダーを発掘・育成するために、研修会等を開催し、市民活動の充実と市民同士の連携促進を図る。				
計画目標との関連	【目標1】まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。 【目標2】様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など					
市民・民間	区・自治会、ボランティア団体、NPO法人				
協働適正事業					
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	研究	検討	実施	→	→
工程説明欄	市民活動サポートセンターの機能として検討し、同時並行で進めていく。				

## 2-3【市民活動連携支援】

事業名	④市民提案型まちづくり活動支援補助金制度の創設				
現状・課題	市民提案によるまちづくり活動の仕組みが構築されていないため、市民の自発的な取り組みの促進がなされていない。				
目的	市民自らが実施するまちづくり活動に対し、財政的な支援を行うことで市民活動の促進を図り、市民と行政の両方がまちづくりの担い手となって取り組んでいく。				
事業内容	市民自らが地域課題に取り組む際に、財政的な支援策として、補助金を交付する制度を創設する。				
計画目標との関連	【目標1】まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。 【目標2】様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	財政課				
市民・民間	ボランティア団体、NPO法人等				
協働適正事業					
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	検討	法令整備 予算措置	実施	→	→
工程説明欄	市民提案型の補助金を交付するにあたり、その内容・審査方法や財源の確保などについて検討し、補助金制度を創設する。				

2-3【市民活動連携支援】

事業名	⑤コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの普及促進				
現状・課題	社会的課題や地域課題について、ビジネスの手法を用いて解決するコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスを活用した取り組みが少ない。また、現在、実施している有償ボランティアの活動を継続・拡充して行くことも課題である。				
目的	既存の有償ボランティアなどの活動を支援し、事業の自立、継続を支援するとともに、新たな取り組みを試みる人を支援し、様々な分野において、ビジネスの手法を取り入れた持続可能な取り組みを創り出していく。				
事業内容	コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスについての理解向上や普及促進を図るため、情報提供や相談業務などを行う。 また、事業者のビジネススキルの向上に関する取り組みを実施しつつ、地域一体となって事業を支えていく。				
計画目標との関連	【目標2】様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。				
担当部署	商工観光課、市民協働推進課				
関連部署など					
市民・民間協働適正事業	ボランティア団体、NPO法人				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	実施	→	→	→	→
工程説明欄	相談等随時受付。				

2-3【市民活動連携支援】

事業名	⑥地域まちづくり組織の設立・運営支援				
現状・課題	区への加入率は約50%まで減少し、地域のつながり・関心が薄れてしまったことから、今まで継続してきた既存の活動ができなくなりつつある。このことから、コミュニティを再構築する必要がある。				
目的	学区単位などの活動しやすい地域単位で、まちづくり組織を設立し、従来の地縁組織の単位（区、自治会）では、取り組むことが難しい地域課題に対し、広域で取り組むことで担い手不足等を解消し、地域課題の解決を図る。				
事業内容	<p>組織の設立については、地縁組織を中心とした市民団体が自ら組織の区域及び活動内容などを定め、市へ組織の設立を申請することにより、設置できるといった地域の自主性を原則としたものとする。</p> <p>市から予算の範囲内で財政的な支援を行い、行政区単位では、取り組むことが困難な地域課題に対し、学区単位等で取り組むことにより、課題解決を図る。</p> <p>（学区連絡協議会・各地区社会福祉協議会などの既存組織を母体とすることも検討。）</p>				
計画目標との関連	<p>【目標1】まちづくりに参加する「市民、市民活動団体、事業者」を増やす。</p> <p>【目標2】様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。</p>				
担当部署	市民協働推進課、財政課				
関連部署など	全庁				
市民・民間	区・自治会、地区社協、ボランティア団体、NPO法人、民間企業、学校等				
協働適正事業	区・自治会支援【市民協働推進課】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	地域課題研究	区長会説明等	法令整備 予算措置	段階的に 実施	→
工程説明欄	<p>少子高齢化・人口減少により、既存の地縁組織（区・自治会）で取り組むことが難しくなっている地域活動について調査し、課題となっている分野について、広域（学区単位）で取り組むことで解決できるものがあるかどうかを検討する。</p> <p>広域（学区単位）の地縁組織を設立する際には、財政的支援の内容も含めて検討する。</p> <p>また、既存の地縁組織である区長会にも意見を伺いながら制度の導入について検討する。</p> <p>この組織の設立に伴い、市職員の地区別担当者制度も検討する。</p>				

**協働推進3【地域資源】まちづくりに活かす資源（ひと、お金、モノ、情報）の充実**

事業名	①空き家・空き店舗を活用したまちづくり拠点などの整備				
現状・課題	人口の流出及び景気の低迷などにより、空き家・空き店舗（以下、「空き家等」という。）が増加しており、建物管理上の防災面及び生活安全上の防犯面での課題が生じている。				
目的	空き家等を居宅又は店舗以外の用途に利用することができる地域資源と捉え、子育て、高齢者福祉などの社会福祉を目的とするまちづくり拠点施設として利活用し、地域の活性化を図る。				
事業内容	空き家等の情報を収集して、活用方法を研究し地域住民やボランティア団体、NPO法人などの地域づくりの担い手へ情報提供することで、地域活動の拠点として、空き家等の利用を促進していく。				
計画目標との関連	【目標4】まちづくりに活かせる地域資源（ひと、お金、モノ、情報）を発掘・育成・有効活用するための場・機会を増やす。				
担当部署	企画政策課、商工観光課、都市計画課				
関連部署など	全庁				
市民・民間	区・自治会、ボランティア団体、NPO法人、不動産事業者、商工会議所、商店街、民間企業等				
協働適正事業	民間企業との連携による不動産情報の発信【企画政策課】 （仮称）八街市空き家再生プロジェクト【企画政策課】 空き店舗活用支援【商工観光課】				
計画工程	H29 研究	H30 検討	H31 実施	H32 →	H33 →
工程説明欄	空き家等の様々な活用方法について、調査・研究し、空き家等の有効活用を促進するための手法を検討していく。				

**協働推進3【地域資源】**

事業名	②地域資源を有効活用するための調査・研究				
現状・課題	市内にどのような地域資源（ひと、施設、情報、お金等）があるのかが把握できていない。また、その地域資源を有効活用する方法もわかっていない。				
目的	今ある地域資源を有効活用し、地域の活性化につなげるためのアイデアについて調査・研究する。 （例：用草・根古谷の桜並木の有効活用法など）				
事業内容	地域資源を調査・研究する組織の設置やアイデアの募集方法について検討する。				
計画目標との関連	【目標4】まちづくりに活かせる地域資源（ひと、お金、モノ、情報）を発掘・育成・有効活用するための場・機会を増やす。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	全庁				
市民・民間	市民、民間企業				
協働適正事業	文化財を活用した郷土教育の推進【社会教育課、学校教育課】				
計画工程	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3
	実施	→	→	→	→
工程説明欄	地域資源の調査を実施し、活用方法をについて、ワーキンググループ等で議論する。				

協働推進3【地域資源】

事業名	③協働人材バンク制度の創設				
現状・課題	各分野において、専門的なスキル・知識を有する人材が本市においても数多くいると考えられるが、その能力をまちづくりに活かしている人は少ないため、地域のために個々の能力を最大限に発揮してもらうことが望まれる。				
目的	様々な分野の専門的な知識や技術を持つ市民を募りデータベース化し、それらの知識・技術を活用したい市民との橋渡しを行い、市民活動の充実・拡充を図ることを目的とする。				
事業内容	人材バンク制度を創設し、様々な分野ごとに、市民活動を支援する人材を募集し、人材バンク制度に登録してもらい、必要とする市民との橋渡しをする。				
計画目標との関連	【目標2】様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。 【目標4】まちづくりに活かせる地域資源（ひと、お金、モノ、情報）を発掘・育成・有効活用するための場・機会を増やす。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	全庁				
市民・民間	市民、民間企業				
協働適正事業	地域人材による学習及びスポーツ指導への支援【社会教育課、学校教育課、スポーツ振興課】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	検討	実施	→	→	→
工程説明欄	人材の募集方法や求められるニーズを研究し、制度の創設に向け検討する。				

協働推進3【地域資源】

事業名	④市民活動に対する寄附金の創設				
現状・課題	市民活動に対して、市民同士で支援するといった考え方が広まっていない。 また、そのための手法も確立されていない。				
目的	市民活動に対する財政的な支援策として、寄附によって活動資金を集めるという手法を促進し、市民活動の維持・促進を図る。				
事業内容	明確な寄附目的を示し、賛同する人から資金提供を募るクラウドファンディングのような寄附金制度の仕組みを研究し、構築する。				
計画目標との関連	【目標4】まちづくりに活かせる地域資源（ひと、お金、モノ、情報）を発掘・育成・有効活用するための場・機会を増やす。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	全庁				
市民・民間	市民、公益財団法人、中間支援団体、民間企業				
協働適正事業					
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	研究	検討	実施	→	→
工程説明欄	寄附金を集める手法を研究し、経済的支援を必要としている活動団体の支援につなげていく。 また、公益財団法人などが実施している助成金などの情報を収集し、活動団体へ情報提供していく。				

協働推進3【地域資源】

事業名	⑤ふるさと納税の利活用				
現状・課題	ふるさと納税制度は、平成27年度の税制改正により、納税枠が約2倍に拡充されたうえ、確定申告の不要な給与所得者等が納税する場合の寄附金控除の手続が簡素化された。今後、この制度を最大限に活かし、自主財源の確保に努めていく必要がある。				
目的	「落花生の郷やちまた応援寄附金」制度について、八街市に縁のある多くの人びとに周知することで、寄附金を募り、自主財源の確保につなげる。 また、寄附金の一部を市民協働に関する推進事業に財源充当することで、新たな市民活動に関する支援事業の創設を検討する。				
事業内容	ふるさと納税制度の広報啓発の実施及び寄附金の使途について検討する。				
計画目標との関連	【目標4】まちづくりに活かせる地域資源（ひと、お金、モノ、情報）を発掘・育成・有効活用するための場・機会を増やす。 【目標5】市が実施する事業において、協働の手法を数多く取り入れる。				
担当部署	財政課、市民協働推進課				
関連部署など					
市民・民間	市民				
協働適正事業					
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	研究	検討	実施	→	→
工程説明欄	市民提案型まちづくり活動支援補助金制度の創設と同時に検討。				

**協働推進4【行政提案】行政から市民への働きかけ**

事業名	①まちづくりサポーター制度の創設				
現状・課題	これまでも市民の協力を得て実施している市事業はあるが、現在、協力を得ている事業以外にも、市民とともに取り組むことができる事業がある。しかし、このような事業についての情報を市民に発信できていない。				
目的	市が実施している事業において、市民のサポートを得ることで実現できる事業について、市民へ情報提供し、賛同する市民の協力を得て、様々な課題に取り組む。				
事業内容	市事業において、市民の協力を得ることで実現できる取り組みを調査し、ホームページ等で詳細内容を掲示し、市民の協力を得る。				
計画目標との関連	【目標2】様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。 【目標5】市が実施する事業において、協働の手法を数多く取り入れる。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	全庁				
市民・民間	市民、ボランティア団体、民間企業				
協働適正事業	交通安全運動 街頭指導の実施【防災課】 防犯運動の推進 防犯ボランティア【防災課】 (仮称)八街市婚活支援プロジェクト【企画政策課】 地域福祉活動の育成・支援 民生委員、児童委員【社会福祉課】 自立と社会参加の促進 多様な活動への支援 スポーツ大会スタッフボランティア【障がい福祉課】 高齢者福祉サービス(緊急通報装置の貸与ほか)見守り、かけつけ等支援【高齢者福祉課】 子育て支援センター機能の充実 子育て相談員【子育て支援課】 健康増進事業 保健推進員【健康増進課】 母子保健事業 保健推進員・赤ちゃん訪問員【健康増進課】 消費者意識の向上 啓発活動の推進 消費者モニター【商工観光課】 不法投棄の防止 不法投棄監視員【環境課】 青少年の健全育成 地域ぐるみの育成活動 学校支援地域本部事業等【社会教育課】 芸術文化事業の充実【社会教育課】 文化財保護意識啓発活動 文化財ボランティア【社会教育課】 指定文化財の拡充・整備 文化財ボランティア【社会教育課】 こども110番事業支援 賛同市民【社会教育課】 青少年犯罪の防止 パトロールボランティア【社会教育課】 八街市スポーツレクリエーション祭等【スポーツ振興課】 郷土資料館の充実 収蔵庫整理作業【郷土資料館】 おはなし会事業【図書館】 絵本の読み聞かせ講座事業【図書館】				
計画工程	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3
	検討	実施	→	→	→

工程説明欄	市ホームページに協働関連のページを作成し、市民サポーターとして募集する事業を集約して掲載する。
-------	---

**協働推進4【行政提案】**

事業名	②アダプト・プログラム制度（公共施設の里親制度）の創設				
現状・課題	一部の公共施設においては、市民の協力を得て維持管理を行っているが、他の公共施設においても、市民に愛着を持ってもらい、施設の維持管理に協力してもらうことができると考えられる。				
目的	アダプトとは英語で「養子にする」という意味。 市内にある公共施設（道路、公園、公民館など）を、市民が自分の子どものように、愛情を持って維持管理する里親制度を創設する。				
事業内容	アダプト・プログラム制度が導入できる公共施設を調査し、導入可能な施設については、制度を設けて市民の積極的な参加を促す。 《市民の主な役割》 清掃、ゴミ拾い、除草、花壇の世話、落書き消し、施設の塗装など 《行政の主な役割》 ゴミの回収、清掃用具の提供・貸与、ボランティア保険の加入など				
計画目標との関連	【目標2】様々な活動主体が連携・協力してまちづくり活動を行う機会を増やす。 【目標5】市が実施する事業において、協働の手法を数多く取り入れる。				
担当部署	都市整備課、道路河川課、下水道課、中央公民館、財政課、スポーツ振興課、スポーツプラザ、図書館				
関連部署など					
市民・民間	区・自治会、ボランティア団体				
協働適正事業	八街市公園管理サポーター制度【都市整備課】 こうみんかんサポーター（人材）バンク事業【中央公民館】 道路・側溝の清掃【道路河川課】 大池調整池除草作業【下水道課】 ジュニア司書養成講座事業【図書館】				
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	拡充検討	拡充	→	→	→
工程説明欄	都市公園及び中央公民館においてすでに導入されているが、既存事業は継続しつつ、他の公共施設についても本制度を導入できないか調査研究し、事業の拡充を検討する。				

## 協働推進5【体制】庁内体制の整備

事業名	①市民協働推進課の設置				
現状・課題	庁内に市民協働を推進する担当課がないため、市民協働に関する具体的な取り組みが進んでいない。				
目的	庁内において協働のまちづくりを推進する体制を整備し、市民との協働のまちづくりの推進を図る。				
事業内容	庁内に市民協働を推進する担当課を設置し、市民と行政をつなぐ役割を担い、市民協働を推進する様々な仕組みを構築し、協働のまちづくりの推進を図る。				
計画目標との関連	【目標5】市が実施する事業において、協働の手法を数多く取り入れる。				
担当部署	総務課				
関連部署など	市民協働推進課				
市民・民間					
協働適正事業					
計画工程	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3
	実施	→	→	→	→
工程説明欄	組織としての役割を踏まえて、設置を検討する。				

事業名	②協働のまちづくり推進計画の検証組織の設立				
現状・課題	推進計画を実施していく際に、効果的に各個別事業を行うために、事業内容を検証し、内容を見直しながら進めていく必要がある。				
目的	推進計画の進行管理を行う組織を設立し、PDCAサイクルによる事業の検証・見直しなどを実施する。				
事業内容	市の内部組織及び市民を構成員とする組織を設置し、協働事業の検証を行い、検証結果を踏まえて事業の見直し等を実施していく。				
計画目標との関連	【目標5】市が実施する事業において、協働の手法を数多く取り入れる。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	全庁				
市民・民間	市民				
協働適正事業	事務事業の見直し・効率化【財政課】				
計画工程	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3
	実施	→	→	→	→
工程説明欄	組織の設立し、継続して事業の検証等を実施する。				

協働推進5【体制】

事業名	③市職員研修会の実施				
現状・課題	平成22年度から協働のまちづくりに関する職員研修会を実施しているが、職員の協働のまちづくりに対する理解・意識が不足している。				
目的	市職員の協働のまちづくりに対する意識の向上を目的とし、研修会を実施する。				
事業内容	市民協働に関する専門的な知識を有する講師を招き、研修会を実施する。また、協働事業を実体験するといった手法を導入するなど、研修の方法について検討する。				
計画目標との関連	【目標5】市が実施する事業において、協働の手法を数多く取り入れる。				
担当部署	市民協働推進課、総務課				
関連部署など	全庁				
市民・民間					
協働適正事業					
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	実施	→	→	→	→
工程説明欄	毎年度1回開催、他市町村の研修方法を参考として、本市でも取り入れることが可能な実施方法を検討する。				

事業名	④全庁で取り組む協働推進体制の構築				
現状・課題	すべての分野において、協働のまちづくりを推進する体制が不足している。 また、協働のまちづくりを推進することに関して、各部署の意識が不足している。				
目的	すべての分野で協働のまちづくりを推進するために、全庁で協働のまちづくりの意識を高め、総合的かつ効果的に協働のまちづくりに取り組む。				
事業内容	市長を中心としたすべての部署で構成する協働推進組織を設置し、全庁で協働のまちづくりに取り組んでいく。 また、必要に応じて、課題テーマに関連する部署で構成するワーキンググループを設置し、企画政策の立案を行い協働事業の実施を図る。				
計画目標との関連	【目標5】市が実施する事業において、協働の手法を数多く取り入れる。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	全庁				
市民・民間					
協働適正事業					
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	実施	→	→	→	→
工程説明欄	協働を推進するための全庁組織の設置に関する法令を整備し、協働のまちづくりに取り組む。				

## 協働推進5【体制】

事業名	⑤地区別担当者制度の導入				
現状・課題	地域にどのような課題があるかが把握できていない。そのため、地域活動が効果的に行われるためには、行政としてどのような支援をすればよいかかわからない。				
目的	区・自治会をはじめ、まちづくり活動を行う市民と行政との意思疎通・連携を深めることで、地域の課題を共有し、課題解決しやすい環境をつくる。				
事業内容	地域まちづくり組織（小学校区単位を想定）の地域ごとに市職員の担当者を定めて、各地域の会議・活動等に参加し、地域の課題や現状を把握して、行政として地域を支援していく。				
計画目標との関連	【目標5】市が実施する事業において、協働の手法を数多く取り入れる。				
担当部署	市民協働推進課				
関連部署など	全庁				
市民・民間	区・自治会				
協働適正事業					
計画工程	H29	H30	H31	H32	H33
	研究	→	検討	実施	→
工程説明欄	2-3-⑥地域まちづくり組織の設立と同時検討				

## 第7章 市事業における市民協働モデル事業

今後、様々な分野で、市民と行政が連携・協力して取り組む事業を増やすために、参考となる市事業における市民協働モデル事業を掲載します。

### 1. 事業名 八街市公園管理サポーター制度

担当課 都市整備課

#### 【内 容】

市が管理する都市公園及び緑地における維持管理について、ボランティアで実施する市民団体（サポーター）を募集し、指定する公園等の清掃・除草作業・遊具点検などの活動をサポーターに実施してもらう。

アダプトプログラム（里親制度）の事例として掲載。今後は、他の公共施設にも導入を検討する。

### 2. 事業名 こうみんかんサポーター（人材）バンク事業

担当課 中央公民館

#### 【内 容】

地域活動に積極的に取り組んでもらうきっかけづくりとして、市内在住・在勤で20歳以上の方を対象に、公民館での活動に協力していただけるサポーター（人材）を募集している。

登録は、指導者部門（講座の講師等）とボランティア部門（公民館の施設管理等）の2種類の登録を受け付けている。

公民館事業に限定されている人材バンク制度であるが、このような人材バンク制度を様々な分野の人材にまで登録の募集を広げ、スキル・能力を持つ人とそのスキル・能力を活用したい市民とをつなげ、市民活動がより拡充された内容になるよう仕組みを構築していく。

### 3. 事業名 幼稚園教育

担当課 朝陽幼稚園

#### 【内 容】

保育支援

- ・近隣の農園の協力を得て、ブルーベリー狩り・芋掘り、スイカ、梨園見学等を実施。
- ・社会福祉協議会、シニアクラブ連合会朝陽支部、NPO法人セブンエイチ、住野区・文違区の協力を得て餅つき体験を実施。
- ・絵本の読み聞かせ、人形劇などをボランティア団体が実施

近隣の農園等の協力を得て、体験学習を行うなど、農業と幼稚園教育といった異分野の連携事業である。

また、餅つき体験は、区やシニアクラブなどと連携して実施しており、地域による子育て支援や高齢者と園児との異世代交流のモデル的な事業である。

#### 4. 事業名 八街市資源回収実施団体活動事業

担当課 クリーン推進課

##### 【内 容】

資源ゴミ（古紙類、スチール缶、アルミ缶、ビン類）の回収を行う市民団体を募集して、ゴミの減量化と資源の有効活用を推進するとともに、市民のリサイクル意識の向上を図ることを目的とする。

協力団体：区・自治会、保育園、小学校のPTA、高等学校の資源回収活動、子ども会、スポーツ少年団、シニアクラブ、婦人会、NPO法人、など

※協力している団体の多くは、環境美化等の資源回収を目的として活動している団体ではなく、それぞれが主となる活動目的がある団体であり、それぞれが可能な範囲で、資源回収事業に協力をしている。

このように、担い手の確保を異分野の団体に求めることが可能な事業もあることを意識することが大切と考える。

## 第8章 市民サポーター募集事業

誰もが住みやすい安全・安心なまちづくりを実現するために、市民の皆さまにご協力いただきたい、市の事業を以下のとおり掲載します。

今後、これらの掲載事業以外にも、市民の皆さまのご協力を得ることで、実現できる取り組みがある場合は、積極的に情報提供いたします。

市民の皆さまの各種事業への積極的な参加・ご協力をお願いいたします。

### №. 1

事業名	交通安全運動
担当部署	防災課
事業目的	街頭啓発などによる交通安全運動により、交通事故の減少を推進する。
市民に協力をお願いしたい内容	街頭指導の実施

### №. 2

事業名	防犯運動の推進
担当部署	防災課
事業目的	防犯意識の向上を図り、安全で安心して暮らすことのできる街をつくることを目的とする。
市民に協力をお願いしたい内容	防犯ボランティアへの参加。防犯啓発活動

### №. 3

事業名	(仮称) 八街市結婚支援プロジェクト
担当部署	企画政策課
事業目的	市民、行政、民間企業の協働により、婚活イベント等を実施し、少子化問題の解消を目的とする。
市民に協力をお願いしたい内容	結婚支援員：結婚についての相談受付 婚活イベント支援員：婚活イベント等の企画、運営、会場提供、周知等が可能な方、若しくは団体、事業者等

### №. 4

事業名	地域福祉活動の育成・支援
担当部署	社会福祉課
事業目的	高齢者、障がい者の相談、子育て、介護についての相談など地域福祉の促進を図る。
市民に協力をお願いしたい内容	民生委員、児童委員などへの参加

№. 5

事業名	自立と社会参加の促進 多様な活動への支援
担当部署	障がい福祉課
事業目的	ふれあいスポーツ大会等を開催し、障がい者の社会参加、交流を促進する。
市民に協力をお願いしたい内容	スポーツ大会スタッフボランティア等

№. 6

事業名	高齢者福祉サービス（緊急通報装置の貸与ほか）
担当部署	高齢者福祉課
事業目的	ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の見守りを実施し、高齢者の孤立化防止、安否確認を行う。
市民に協力をお願いしたい内容	見守り、かけつけ等支援

№. 7

事業名	子育て支援センター機能の充実
担当部署	子育て支援課
事業目的	0歳から就学前までの子どもと家族及び妊婦を対象に親子で遊べる場、子育て世代の親同士の出会いの場、育児の情報交換の場として開設している
市民に協力をお願いしたい内容	子育て相談員など、育児の相談対応等

№. 8

事業名	健康増進事業
担当部署	健康増進課
事業目的	各種検診（健診）、健康教育の実施による健康増進を目的とする。
市民に協力をお願いしたい内容	保健推進員への参加 各種保健事業への協力・広報啓発

№. 9

事業名	母子保健事業
担当部署	健康増進課
事業目的	保健指導、健康診査、予防接種など実施し、母子保健の向上を図ることを目的とする。
市民に協力をお願いしたい内容	保健推進員・赤ちゃん訪問員への参加 各種母子保健事業への協力・広報啓発

№. 10

事業名	消費者意識の向上 啓発活動の推進
担当部署	商工観光課
事業目的	商品知識やトラブル事例などの周知による消費者意識の向上を目的とする。
市民に協力をお願いしたい内容	消費者モニターなどへの参加による啓発活動

№. 11

事業名	不法投棄の防止
担当部署	環境課
事業目的	不法投棄の未然防止や早期発見を目的とする。
市民に協力をお願いしたい内容	不法投棄監視員などへの参加

№. 12

事業名	道路・側溝の清掃
担当部署	道路河川課
事業目的	誰もが安全に道路を利用できることを目的とする。
市民に協力をお願いしたい内容	道路、側溝の清掃作業

№. 13

事業名	八街市公園管理サポーター制度
担当部署	都市整備課
事業目的	誰もが快適に公園を利用できるようにすることを目的とする。
市民に協力をお願いしたい内容	都市公園の草刈り等

№. 14

事業名	大池調整池除草作業
担当部署	下水道課
事業目的	大池調整池上流の管理用地の雑草を除去し、良好な調整池の管理を行う。
市民に協力をお願いしたい内容	除草作業

№. 15

事業名	青少年の健全育成 地域ぐるみの育成活動
担当部署	社会教育課
事業目的	地域人材による学校教育環境の向上を図る。
市民に協力をお願いしたい内容	学校支援地域本部事業等

№. 16

事業名	芸術文化事業の充実
担当部署	社会教育課
事業目的	芸術文化や音楽などの活動による文化交流等の促進を目的とする。
市民に協力をお願いしたい内容	発表会、出展などによる各種芸術文化活動への参加。

№. 17

事業名	文化財保護意識啓発活動・指定文化財の拡充・整備
担当部署	社会教育課
事業目的	文化財保護・整備
市民に協力をお願いしたい内容	文化財ボランティアの活動

№. 18

事業名	こども110番事業の支援
担当部署	社会教育課
事業目的	児童生徒の登下校の安全確保を目的とする。
市民に協力をお願いしたい内容	「こども110番の家」の登録

№. 19

事業名	青少年犯罪の防止
担当部署	社会教育課
事業目的	青少年の非行防止及び自立育成を目的とする。
市民に協力をお願いしたい内容	パトロールボランティア

№. 20

事業名	教育施設管理サポーター制度
担当部署	教育総務課
事業目的	児童・生徒が快適に学校生活できるようにすることを目的とする
市民に協力をお願いしたい内容	各学校の敷地内の草刈り、側溝清掃や植木等の低木の剪定作業等

№. 21

事業名	こうみんかんサポーター（人材）バンク事業
担当部署	中央公民館
事業目的	公民館に愛着を持ってもらい、便利で快適に使用できるように環境整備することを目的とする。
市民に協力をお願いしたい内容	指導者部門 講座の講師等 ボランティア部門 建物の簡単な補修など

№. 22

事業名	おはなし会事業
担当部署	図書館
事業目的	4歳から小学生の子どもたちに、昔話や物語の語り聞かせ（ストーリーテリング）、絵本の読み聞かせを楽しむことによって、本の世界や読書へと導入し、図書館及び移動図書館の利用促進を図る。
市民に協力をお願いしたい内容	主として、市内成人の方を対象に募集している。月1度のリハーサル等に参加し、自己研鑽を積んだ上でのストーリーテリングの実演を求めている。

№. 23

事業名	絵本の読み聞かせ講座事業
担当部署	図書館
事業目的	保育園・幼稚園や小学校の団体やグループの子どもたちに対し、絵本の読み聞かせができる者を養成し、読書普及と図書館及び移動図書館の利用促進を図る。
市民に協力をお願いしたい内容	主として、市内成人の方を対象に募集している。読み聞かせの技術を伝え、講座修了後、保育園・幼稚園・小学校等において、読み聞かせボランティアとしての活動の協力を求めている。

№. 24

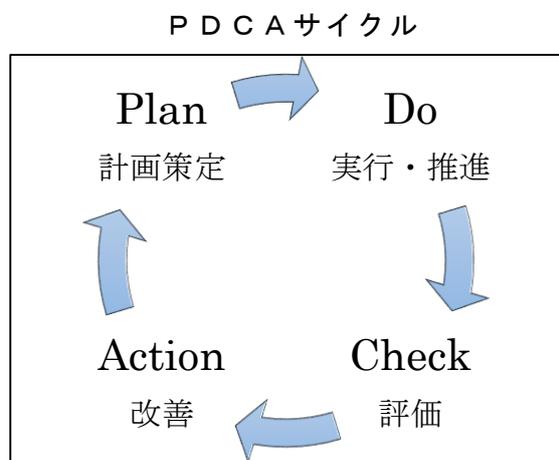
事業名	八街市スポーツレクリエーション祭
担当部署	スポーツ振興課
事業目的	市民の健康作りを目指して、いつでも、どこでも、手軽に出来るスポーツの日常化を図るため、スポーツレクリエーション祭を開催し、地域スポーツの普及に寄与する。
市民に協力をお願いしたい内容	参加者の募集。 大会会場の設営 入賞者への商品提供 参加者への競技説明等。

№. 25

事業名	スポーツイベントの開催
担当部署	スポーツ振興課
事業目的	健康づくりを目指し、手軽にスポーツを楽しむことで地域スポーツの促進を図ることを目的とする。
市民に協力をお願いしたい内容	市民体育祭、ピーナッツ駅伝、ロードレース大会など各種イベント・大会への参加

## 第9章 推進計画の進行管理と検証の体制

協働推進事業の個別計画について、計画目標にかかげる指標の達成状況を踏まえながら、事業の進捗状況・効果について定期的に検証し、改善を図っていくPDCAサイクル（計画策定（Plan）、実行・推進（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル）を確立します。



### 1. 推進体制

#### 【庁内推進体制】

##### 各部課等による市民協働の推進

協働のまちづくりは、一つの分野に限定されたものではありません。このことから、すべての部課等が、それぞれの業務において市民協働の手法を積極的に取り入れ、市民とともにまちづくりを進めていくことを基本とします。

##### （仮称）市民協働推進課の設置

庁内の推進体制として、市民と各課及び庁内の連携を促すつなぎ役となる市民協働を担当する課を設置します。

##### （仮称）八街市協働のまちづくり推進本部の設置

庁内に市長を中心とするすべての部署で構成する協働推進組織を設置し、この組織において、基本的な協働推進の方向性等を定めるとともに、庁内の情報共有や連携しやすい環境を整備します。

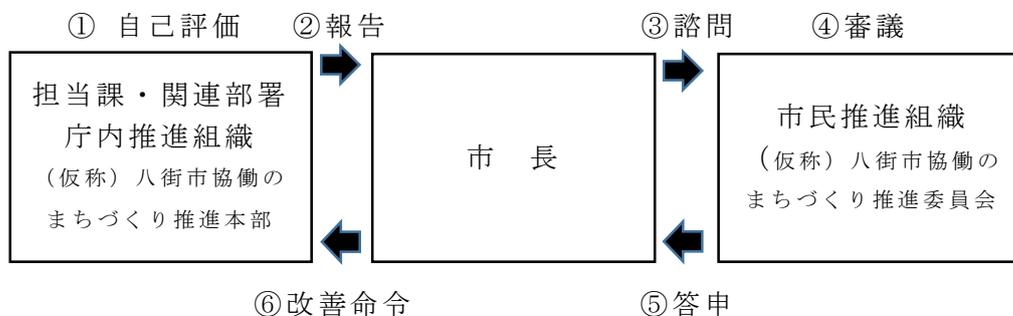
#### 【市民推進組織】

##### （仮称）八街市協働のまちづくり推進委員会の設置

市の附属機関として、公募市民やまちづくりに関係する団体等で構成する協働のまちづくりを推進する組織を設置し、市民の意見を取り入れながら協働のまちづくりに取り組みます。

## 2. 検証体制

個別計画等の検証は、庁内推進組織及び市民等が参画する推進組織を設置し、下記の手順で行います。



1. 計画目標や各個別計画に関する進捗状況について、担当課・関係部署において自己評価し、庁内の協働推進組織等の意見を踏まえて、市長へ報告する。
2. 市長は、自己評価の内容に基づき、市民推進組織へ評価内容の審議について諮問する。
3. 市民推進組織は、市長の諮問を受けて、諮問された内容を審議し、検証結果を市長へ答申する。
4. 市長は、市民推進組織の答申を受けて、改善点を精査し、適宜事業の見直しを行いながら、計画事業を実施する。

# 資 料 編

- ・八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定に関する基本方針
- ・八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部設置規程
- ・八街市協働のまちづくり推進協議会設置要領
- ・八街市協働のまちづくり推進計画策定経過
- ・庁内協働事業実態調査結果（平成28年10月実施）
- ・（仮称）八街市協働のまちづくり推進計画（案）に関する意見公募（パブリックコメント）の実施概要
- ・用語解説

## 八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定に関する基本方針

### 1. 目的

この方針は、八街市協働のまちづくり指針に基づき、本市がめざす将来都市像「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」を実現するために、少子高齢化・人口減少社会に対応したまちづくりを市民と共に取り組むため、その基礎となる「(仮称)八街市協働のまちづくり条例」及び「(仮称)八街市協働のまちづくり推進計画」の策定に関し基本的な事項を定め、円滑な策定事務の推進を図ることを目的とする。

### 2. 条例制定時期・推進計画期間等

条例の制定時期については、平成29年3月末を目途に原案を策定し、平成29年6月から施行する。

推進計画の計画期間については、平成29年度を初年度とし、平成33年度を目標とする5ヶ年計画とする。また、推進計画は、平成29年3月末までに策定し、同年4月から計画事業を実施する。

### 3. 庁内体制

八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部を設置するほか、庁内協働体制を整備する。

策定本部は別に定める策定本部会、策定委員会をもって構成する。

また、非常勤特別職として、八街市協働のまちづくり推進員を専門委員として設置し、助言・指導を受けながら条例・推進計画を策定する。

### 4. 策定方法

- (1) 条例及び推進計画の策定手順については、先に推進計画における取組内容について計画したうえで、その推進計画の取組内容を実施するために必要なルールを条例として定めるといった手順で策定する。
- (2) 条例及び推進計画の策定にあたっては、広く職員を参画させ、計画づくりの共通認識の醸成に努めるものとする。
- (3) 条例及び推進計画の策定に関しては、行政担当者による検討にとどまらず、広範な市民の意見を反映させるため、次の方法により条例及び推進計画策定過程における市民参画を積極的に促進するものとする。
  - ・八街市協働のまちづくり推進協議会からの意見聴取
  - ・パブリックコメント手続きの実施
  - ・庁内各課等の意見及び職員からの意見聴取

- (4) 条例及び推進計画の概要及びその策定における重要事項については、「広報やちまた」をはじめとする利用可能な情報伝達手段を用いて、広く市民に公表し、意見を求めるものとする。

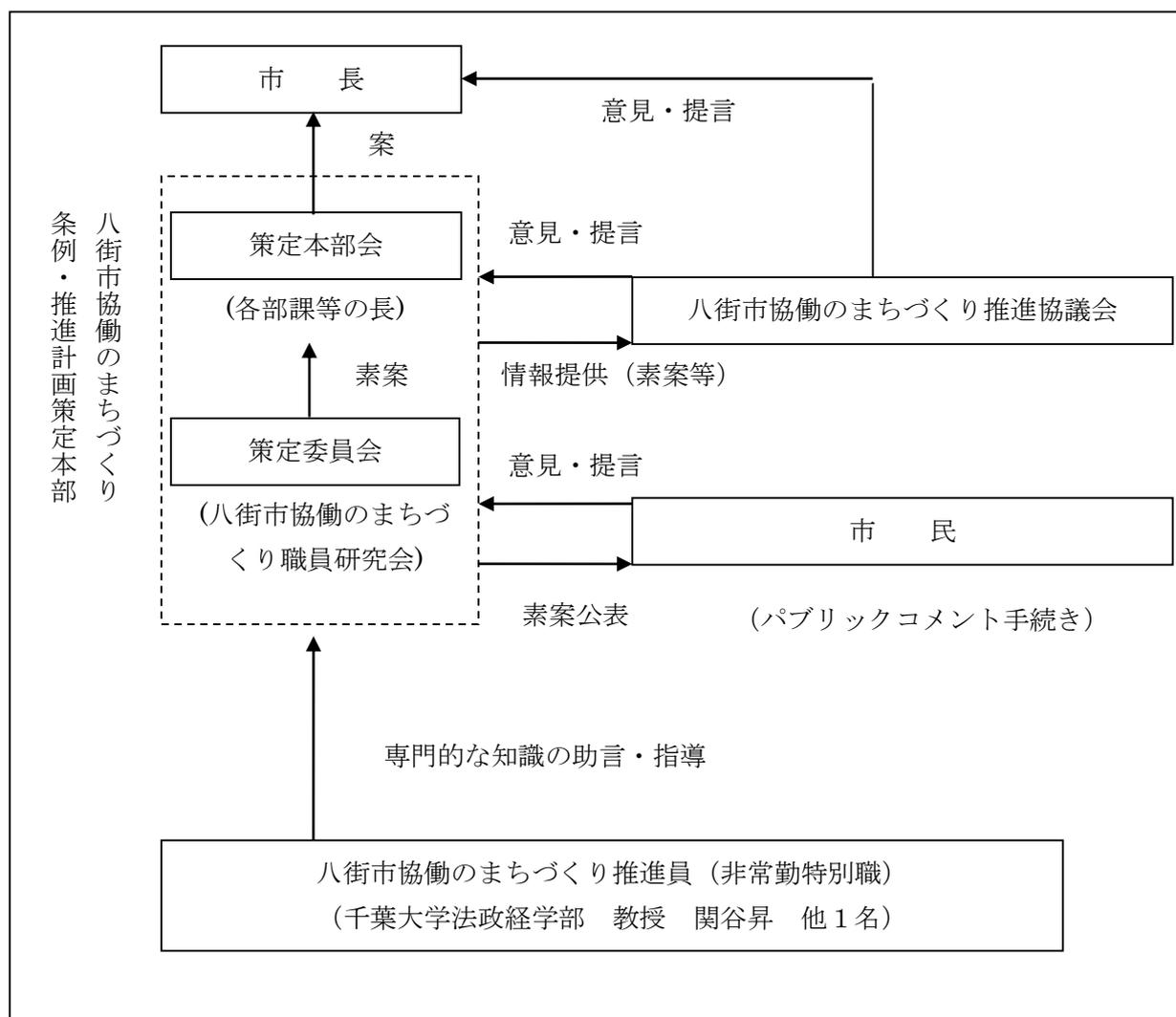
5. その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(平成28年 6月1日：八街市庁議議決事項)

(平成28年12月6日：八街市庁議議決事項)

八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定体制



平成28年6月8日訓令第18号

## 八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部設置規程

(設置)

第1条 (仮称)八街市協働のまちづくり条例(以下「条例」という。)及び(仮称)八街市協働のまちづくり推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定本部は、策定本部会及び策定委員会をもって構成する。

(策定本部会)

第3条 策定本部会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 策定本部会に、本部会長及び副本部会長を置く。
- 3 本部会長は総務部長を、副本部会長は市民部長をもって充てる。
- 4 本部会長は、策定本部会を統括し、策定本部会の会議を招集し、その議長となる。
- 5 副本部会長は、本部会長を補佐し、本部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(策定本部会の任務)

第4条 策定本部会は、条例及び推進計画の企画及び立案の方向付けをし、策定委員会から提出された素案を基に、条例及び推進計画の案を策定し、市長に提出するものとする。

(策定委員会)

第5条 策定委員会は、総務課長及び別に定める八街市協働のまちづくり職員研究会設置要領の規定に基づく組織職員をもって組織する。

- 2 策定委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。
- 3 委員長は、策定委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 委員長は、策定委員会の運営を円滑に行うため、必要に応じて小委員会を置くことができる。この場合において、小委員会に所属する委員は、委員長が定めるものとする。

(策定委員会の任務)

第6条 策定委員会は、条例及び推進計画に関する専門的事項の調査及び策定作業の調整を行うとともに、広範な市民の意見を基に条例及び推進計画の素案を策定し、策定本部会に提出するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 策定本部会委員及び策定委員会委員は、それぞれの長の命により、広範な市民の意見を条例及び推進計画に反映させるために実施する八街市協働

のまちづくり推進協議会等に出席し、意見の聴取にあたるものとする。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員に会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。

(失効)

- 2 この訓令は、条例及び推進計画が策定された日に、その効力を失う。

※平成29年4月1日より

第5条中 「総務課長」を「市民協働推進課長」に改める。

第8条中 「総務部総務課」を「市民部市民協働推進課」に改める。

別表中 「市民部市民協働推進課長」を追加する。

「経済環境部商工課長」を「経済環境部商工観光課長」に改める。

## 別表（第3条第1項）

総務部長
市民部長
経済環境部長
建設部長
議会事務局長
教育委員会教育次長
総務部秘書広報課長
総務部総務課長
総務部企画政策課長
総務部財政課長
総務部防災課長
市民部社会福祉課長
市民部障がい福祉課長
市民部高齢者福祉課長
市民部子育て支援課長
市民部健康増進課長
経済環境部農政課長
経済環境部商工課長
経済環境部環境課長
建設部道路河川課長
建設部都市計画課長
建設部都市整備課長
教育委員会教育総務課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会社会教育課長
教育委員会スポーツ振興課長
八街市中央公民館長
八街市立図書館長

## 八街市協働のまちづくり推進協議会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、八街市が協働のまちづくりを進めていくにあたり、市民と市職員が一体となり、協働の仕組みや推進策等に関する調査並びに検討を行っていくことを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、「八街市協働のまちづくり推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会において、次の業務を行うものとする。

(1) 八街市に合った協働のまちづくりに関する指針について、八街市協働のまちづくり検討会において作成された指針案を原案とし、その内容について審議したうえで内容を確定させ、市長へ提言する。

(2) 協働のまちづくりに関する条例や推進計画等について調査・検討する。

(3) その他協働に関する事項について

(構成委員)

第4条 協議会の委員は、次の者により構成し、定数は16人以内とする。

(1) 八街市におけるまちづくり活動に関係する団体の代表者 6人以内

(2) 八街市協働のまちづくり検討会から選出された者 5人

(3) 市職員 5人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第1号及び第3号における委員の任期は、その職にある期間とする。

4 欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、任期到来前に、協働のまちづくりに関する条例案及び推進計画案が作成された場合には、協議会に諮った上で協議会を解散し、委員の任期は終了するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

(1) 会長は、協議会委員の互選により決定する。

(2) 副会長は、委員の中から会長が指名する。

(3) 会長は、協議会を招集し、会務を総理するとともに、協議会を代表する。

(4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(報告)

第6条 会長は、協議会における検討結果についてとりまとめの上、市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年 4月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から実施する。

平成29年4月1日より

第7条中「総務部総務課」を「市民部市民協働推進課」に改める。

平成29年2月時点

## 八街市協働のまちづくり推進協議会構成員名簿

## 1. 八街市におけるまちづくり活動に関係する団体の代表者（6人以内）

区分	推薦団体	職	氏名	備考
①	八街市区長会	会長	清水 篤	地域コミュニティ
②	八街市シニアクラブ連合会	会長	伊藤 時男	高齢者世代
③	八街市小中学校PTA連絡協議会	会長	濱詰 大介	子育て世代
④	八街商工会議所	会頭	櫻井 勝治	商工労働
⑤	千葉みらい農業協同組合 八街支店	支店長	立崎 昭男	農業振興
⑥	社会福祉法人八街市社会福祉協議会	会長	石毛 勝	ボランティア

## 2. 八街市協働のまちづくり検討会選出者（5人）

区分	所属等	氏名	備考
①	八街市地域自立支援協議会子ども部会	長谷川 正幸	公募市民
②	保健推進員	船木 義江	公募市民
③	一区第1町内会防犯パトロール隊	松本 植	公募市民
④	八街市子ども会育成会連絡協議会	林 一美	公募市民
⑤	八街郷土史研究会	玉川 寛治	公募市民

## 3. 市職員（5人）

区分	所属等	氏名	備考
①	総務部長	武井 義行	
②	市民部長	山本 雅章	
③	経済環境部長	江澤 利典	
④	建設部長	河野 政弘	
⑤	教育次長	村山 のり子	

## 八街市協働のまちづくり推進計画策定経過

時 期	会議名等・内容
平成28年6月1日	八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定に関する基本方針を庁議にて議決
6月8日	八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部設置規程を施行し、庁内に策定組織を設置
6月23日	第1回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定本部会・策定委員会（同時開催）
7月27日	第2回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定委員会
7月28日	第2回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定本部会
8月29日	協働事業等実態調査及び推進計画（骨子案）に対する庁内意見聴取
9月29日	第3回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定委員会 第3回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定本部会
10月6日	庁内協働事業実態調査（再実施）
10月20日	第4回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定委員会
10月27日	第4回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定本部会 第1回八街市協働のまちづくり推進協議会
11月15日	推進計画（案）に対する庁内意見聴取
12月1日～21日	推進計画（案）に対する意見の公募（パブリックコメント）を実施
12月22日	第5回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定委員会 第5回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定本部会 第2回八街市協働のまちづくり推進協議会
平成29年1月20日	第6回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定委員会 第3回八街市協働のまちづくり推進協議会
1月26日	第6回八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部策定本部会
2月23日	市長へ推進計画案を報告
2月28日	推進計画を決定

本計画は、庁内に「八街市協働のまちづくり条例・推進計画策定本部」を設置し、各部課等の長で構成する「策定本部会」と総務課長及び八街市協働のまちづくり職員研究会の委員で構成する「策定委員会」において、それぞれ全6回の議論を重ね策定作業を進めました。

また、まちづくり活動に関係する団体の代表者、公募市民、市職員で構成する「八街市協働のまちづくり推進協議会」を全3回開催したほか、計画案を市民に公表し、意見の公募（パブリックコメント）を実施し、まちづくりに熱心に取り組む市民からの意見を取り入れながら策定作業を進めました。

さらには、八街市協働のまちづくり推進員として、千葉大学法政経学部の関谷昇教授にご参画いただき、豊富な知識と経験に基づく、的確なご指導をいただきながら策定作業を進めました。

このように多くの議論を重ね、本市の協働のまちづくりを推進するために必要な取り組みについてとりまとめ、「八街市協働のまちづくり推進計画」を策定しました。

市内協働事業実態調査結果（平成28年10月実施）

八街市総合計画2015 前期基本計画における市民参加・協働事業の実施状況			
	事業数	全事業(207事業)に占める実施割合	
<b>1. 市民参加を実施している事業</b>			
	<b>35</b>	<b>16.9%</b>	
時期	1. 計画段階	19	9.2%
	2. 実施段階	16	7.7%
	3. 評価段階	8	3.9%
手法	1. 審議会等	13	6.3%
	2. パブリックコメント(意見公募)	6	2.9%
	3. アンケート	11	5.3%
	4. ワークショップ	1	0.5%
	5. 意見交換会	21	10.1%
	6. その他( )	4	1.9%
<b>2. 協働を実施している事業</b>			
	<b>88</b>	<b>42.5%</b>	
パートナー	1. 市民	36	17.4%
	2. 区・自治会	20	9.7%
	3. ボランティア団体・NPO法人	12	5.8%
	4. シニアクラブ・連合婦人会	10	4.8%
	5. 事業者(小売店、製造業、農園、サービス業、商工会議所、農協等)	25	12.1%
	6. 社協・地区社協	15	7.2%
	7. 学校・教育機関・PTA	18	8.7%
	8. 体育協会・文化協会	9	4.3%
	9. 自主防災組織・消防団・自主防犯組織	4	1.9%
	10. 各種委員(民生委員、児童委員、保健推進員等)	17	8.2%
	11. その他( )	11	5.3%
手法	1. 委託	10	4.8%
	2. 補助金	25	12.1%
	3. アダプトプログラム(公共施設の里親制度)	2	1.0%
	4. 後援	5	2.4%
	5. 事業協力(市が市民活動を支援)	16	7.7%
	6. 情報交換・情報共有	15	7.2%
	7. 政策提言	6	2.9%
	8. 共催	4	1.9%
	9. 実行委員会	5	2.4%
	10. 行政協力(市民が市事業へ協力)	34	16.4%
	11. 委員、調査員等の推薦	1	0.5%
	12. その他( )	5	2.4%
目的	1. 経費削減	6	2.9%
	2. 市民意見の活用	13	6.3%
	3. 市民自治意識の向上	17	8.2%
	4. 地域の事業を反映させるため	11	5.3%
	5. きめ細かい対応を行うため	10	4.8%
	6. 多くの市民関与が事業に有効なため	21	10.1%
	7. 市民主体が望ましいため	21	10.1%
	8. 政策の浸透を目的とするため	20	9.7%
	9. 市民にとって重要な事業のため	27	13.0%
<b>3. 市民参加・協働のいずれも実施していない事業</b>			
	<b>110</b>	<b>53.1%</b>	
理由	1. 公権力の行使のため	3	1.4%
	2. 機密保持のため	9	4.3%
	3. 事業の未実施	13	6.3%
	4. 協働の手法がわからない	16	7.7%
	5. 高度な政策立案が必要なため	2	1.0%
	6. 協働の実施について協議中	0	0.0%
	7. 協働のパートナーがわからない	9	4.3%
	8. 法令・条例で義務付け	2	1.0%
	9. 協働の実施体制の不足	8	3.9%
	10. コスト・手間がかかりすぎる	0	0.0%
	11. 公平性の確保のため	0	0.0%
	12. 事業の性格上、協働の必要性が薄い、もしくははない	71	34.3%
	13. その他( )	5	2.4%
<b>全事業(207事業)のうち、市民参加若しくは協働を実施している事業</b>		<b>97</b>	<b>46.9%</b>

(仮称)八街市協働のまちづくり推進計画(案)に関する意見公募  
(パブリックコメント)の実施概要

〔意見公募概要〕

○期 間

平成28年12月1日から12月21日まで

○縦覧場所

- ・市役所総務課窓口  
(月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時00分まで)
- ・市役所玄関ロビー  
(土曜日・日曜日 午前8時30分から午後5時00分まで)
- ・中央公民館、図書館 (開館日の開館時間)
- ・市ホームページ

○応募資格

市内に在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所・法人がある方

○意見の提出方法

氏名・団体名(所属している方)、住所、電話番号を記載し、総務課窓口へ提出、各縦覧場所に設置した意見投票箱に投函、郵送、ファックス、Eメールのいずれか。

○公募結果

お寄せいただいたご意見 1件(他、本計画(案)と関係のないご意見1件)

## 用語解説

※五十音順

用語	意味・解説
アダプト・プログラム制度	「アダプト」とは、英語で「養子にする」という意味で、道路や公園などの公共施設を市民が自分の子どものように愛情を持って維持管理する制度のこと。
NPO法人	NPOとは、Nonprofit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体のこと。また、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人」(NPO法人)という。
行財政改革	行政機関の組織や機能を見直し、効率化と経費削減を行う改革のこと。
クラウドファンディング	群衆(Crowds)と資金調達(Funding)という言葉を組み合わせた造語で、インターネットを通じて、自分が行いたい活動について、資金面の援助を募る仕組みのこと。
公益財団法人	公益的な事業を行う目的で、特定の個人や企業などが拠出した財産で設立された法人のこと。
コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス	コミュニティビジネスは、地域の課題を地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決すること。ソーシャルビジネスは、環境保護や貧困などの社会的課題全般の解決を図るためにビジネスの手法を用いて解決すること。
指定管理者	自治体から公共施設の管理について、指定を受けて管理を請け負う団体のこと。 自治体が出資する財団法人等だけでなく、民間企業や自治会も施設の種類によっては対象団体となる。
ストーリーテリング	本や絵本をそのまま読んで聞かせるのではなく、語り手が自分の言葉に直して聞き手に伝える手法のこと。
総合計画	自治体の行政運営において、最も基本となる計画で、まちづくりの最上位に位置づけられる計画のこと。
地縁組織	区・自治会・町内会などのことで、住んでいる土地による縁によって組織する団体のこと。

中間支援組織	市民と行政、あるいは市民同士の間にとって様々な活動を支援する組織のこと。 例としては、市民活動サポートセンターやボランティアセンターなどがその組織として考えられる。
パブリックコメント	パブリック(Public)は「公衆」、コメント(Comment)は「意見」の意味で、市が政策等を定めるときに市民にその案を公表して意見を募集し、寄せられた意見等を案に取り入れることができるかどうかを検討する手法のこと。
P D C A サイクル	Plan (計画) Do (実行) Check (評価) Action (改善) の4段階の工程を繰り返すことで、業務などを円滑に進める手法のこと。
P P P	Public Private Partnership (パブリック・プライベート・パートナーシップ) 事業の企画段階から民間事業者が参加し、設備は官が保有したまま、運営等を民間事業者に委託し、より幅広い範囲を民間に任せる手法のこと。
ふるさと納税制度	生まれ育った街などを応援するために寄附をする制度で、寄附した金額は、一定の制限や限度はあるが、住民税等の控除を受けることができる制度のこと。
ワーキンググループ	特定の課題・問題について、調査・研究などを行うために設けられた組織のこと。
ワークショップ	体験型の講座のこと。参加者同士で議論したり、実際にテーマに応じた体験をすることができる教室・講座のこと。



## 八街市協働のまちづくり推進計画

平成29年2月

八街市総務部総務課

(平成29年4月1日より市民部市民協働推進課)

〒289-1192

千葉県八街市八街ほ35番地29

TEL : 043-443-1113 (総務課)

043-312-1140 (市民協働推進課)

FAX : 043-444-0815

市ホームページ : <http://www.city.yachimata.lg.jp/>